

塩尻市 子ども・子育て支援 事業計画

(令和7年度～令和11年度)



塩 尻 市

誰もが安心して子育てできるまちづくりを目指して

本市では、令和6年4月にスタートした「第六次塩尻市総合計画」において、目指す都市像に「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじりー」を掲げ、市民の皆様が「幸せ」を実感できるようなまちづくりを推進しています。総合計画の基本戦略の一つに、「未来共育」を掲げ、次世代とともに学び成長し、ワクワクして暮らせるまちを目指し、子育て支援の取組の充実を図っています。

交通の利便性や豊かな自然環境、産業の発展といった、暮らしやすさに直結する地域の強みに加え、子育て支援センターやこども広場などの子育て支援拠点の充実、一人ひとりの子どもの発達に寄り添う元気っ子応援事業、手厚い保育などの取組は、子育てしやすいまちとしての評価や、子育て世代人口の社会増加などの成果につながっています。

しかしながら、全国的に想定を超えるスピードで少子化が進行する中で、本市の少子化、核家族化の流れは依然として改善されず、家庭や地域の養育力の低下などの課題が深刻化しており、これまで以上の取組が求められています。

この「塩尻市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもを育む基盤である家庭を支援し、子どもたちの健やかな成長を支えることを目的に、本市が取り組む、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための計画です。計画の実行にあたっては、行政はもとより、家庭、地域、企業など、地域に暮らす全ての皆様の協力が欠かせません。それぞれの立場、それぞれのかかわり方で、皆様の積極的な御協力をお願いいたします。

誰もが安心して子育てできるまちづくりを目指し、本市がこれまで取り組んできた、きめ細かな事業を継続し、支援が必要な家庭へ必要な支援が届くよう、より一層、子育て支援の取組を充実させてまいります。

令和7（2025）年3月

塩尻市長 百 瀬 敬

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	根拠法	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	3
第2章	塩尻市の子どもを取り巻く状況の整理	4
1	人口・世帯の動向	4
2	家庭の状況	7
3	子育て支援サービスの状況	10
4	子育て支援へのニーズ	11
第3章	本計画の基本的な考え方	14
1	基本理念	14
2	本計画で目指すこと	14
3	事業計画の体系	15
4	計画の推進体制	16
第4章	子ども・子育て支援事業計画	17
1	教育・保育提供区域の設定	17
2	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	20
3	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	26
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	27
5	本計画の各事業と「しおじりこどもまんなかプラン」の施策との対応	47
資料編		49

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

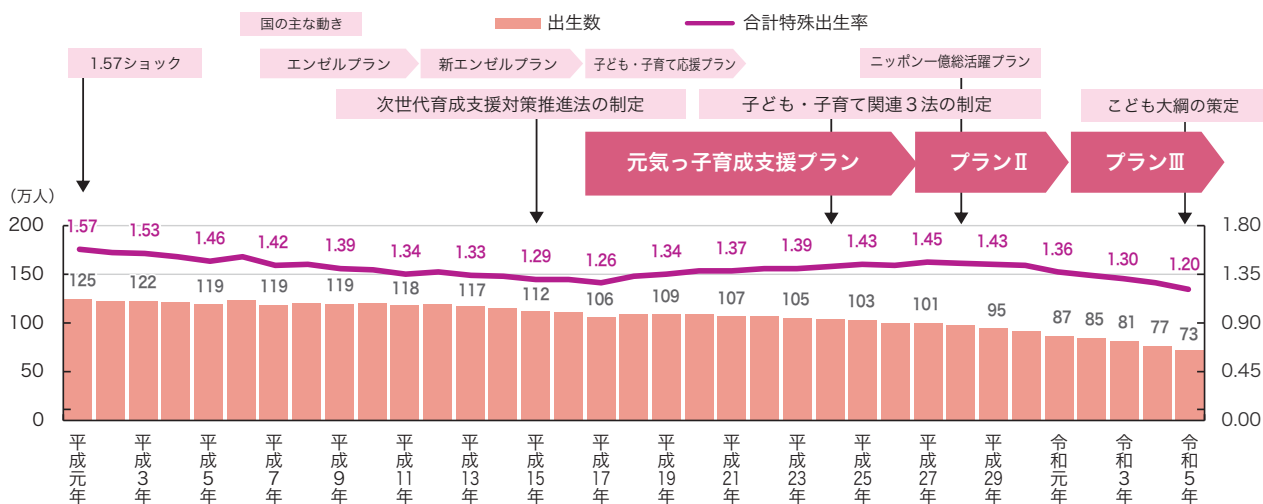
平成元年に、全国の合計特殊出生率が統計上最低の値となった1.57ショックを契機に、国では、子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化されてきました。平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る次世代育成支援対策推進法が制定され、平成24年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法が制定されました。さらに、近年は希望出生率1.8の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げたニッポン一億総活躍プランをはじめとする、出産や就労等に関して子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されてきました。

こうした中、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき元気っ子育成支援プラン（平成17～平成26年度）を策定し、地域で支えあい、安心して子どもを生み、健やかに子どもが育つまちの実現を目指して、子育て世帯に対する総合的な支援を行ってきました。その後、新たに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を加えた元気っ子育成支援プランⅡ（平成27～令和元年度）、プランⅢ（令和2～令和6年度）を策定し、子どもが生まれ育つ豊かさをみんなで分かちあえるまちの実現を目指して、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業を充実させてきました。

この間、国では、子ども・若者に関する対策をより総合的かつ強力に推進するため、令和5年にこども家庭庁を設置し、「少子化対策」「こども・若者支援」「子どもの貧困対策」を統合した「こども大綱」を閣議決定し、「こどもまんなか社会」の実現を掲げているところです。

このような背景を踏まえて、本市では、これまでの元気っ子育成支援プランとして展開してきた次世代育成支援行動計画を切り離し、新たに総合的なこども・若者施策を扱う「塩尻市こども計画（以下、しおじりこどもまんなかプラン）」に統合するとともに、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業に関する需給計画について、「塩尻市子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画）」として更新し、「しおじりこどもまんなかプラン」と併せて、総合的に子ども・子育てに関する施策を進めていきます。

図1 全国の合計特殊出生率と国の少子化対策の動き



本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置付けられ、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業についての需給計画という性格を持っており、以下のように記載事項が規定されています。

図 2 本計画の根拠法と記載事項

根拠法	子ども・子育て支援法
目的	幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の提供体制についての計画を定める
記載事項	Ⅰ 基本的記載事項 ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 ● 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 Ⅱ 任意記載事項 ● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ● 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

図 3 子ども・子育て支援の意義のポイント

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童が存在すること、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

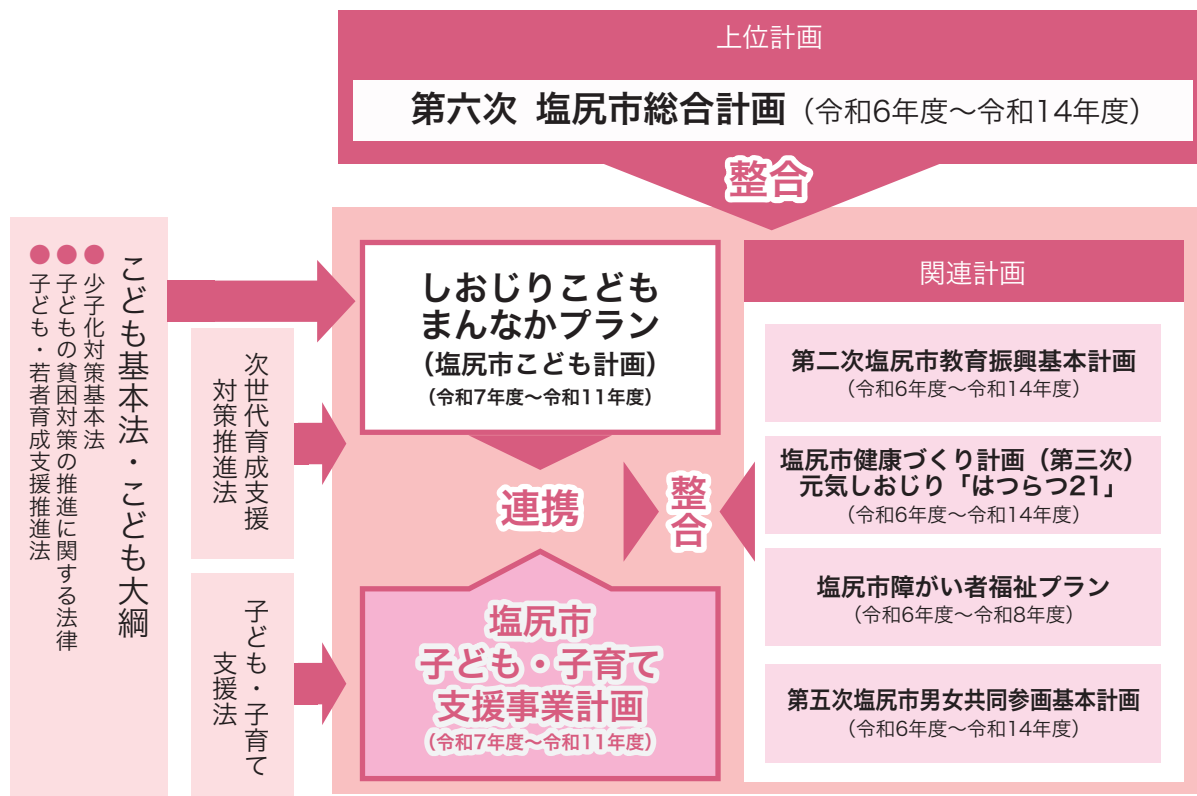
子ども・子育て支援法に基づく基本方針より

3 計画の位置付け

本計画は、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第六次塩尻市総合計画を上位計画とし、その実現を目指すための、子ども・子育て支援に関する個別計画です。

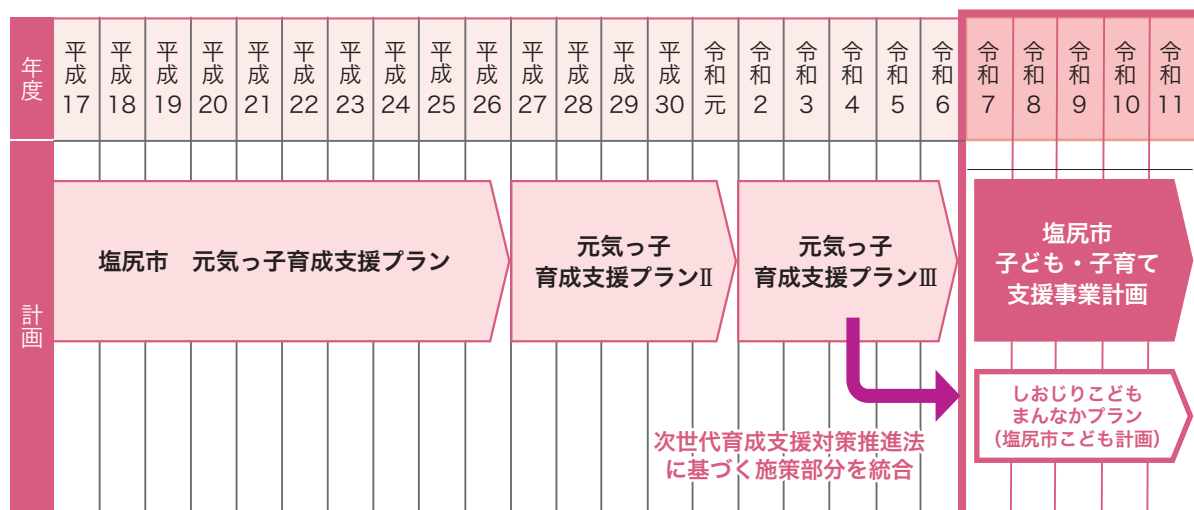
子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の関連計画と連携・整合させながら、施策を展開していきます。

図4 計画の位置付け



4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年となります。



第2章

塩尻市の子どもを取り巻く状況の整理

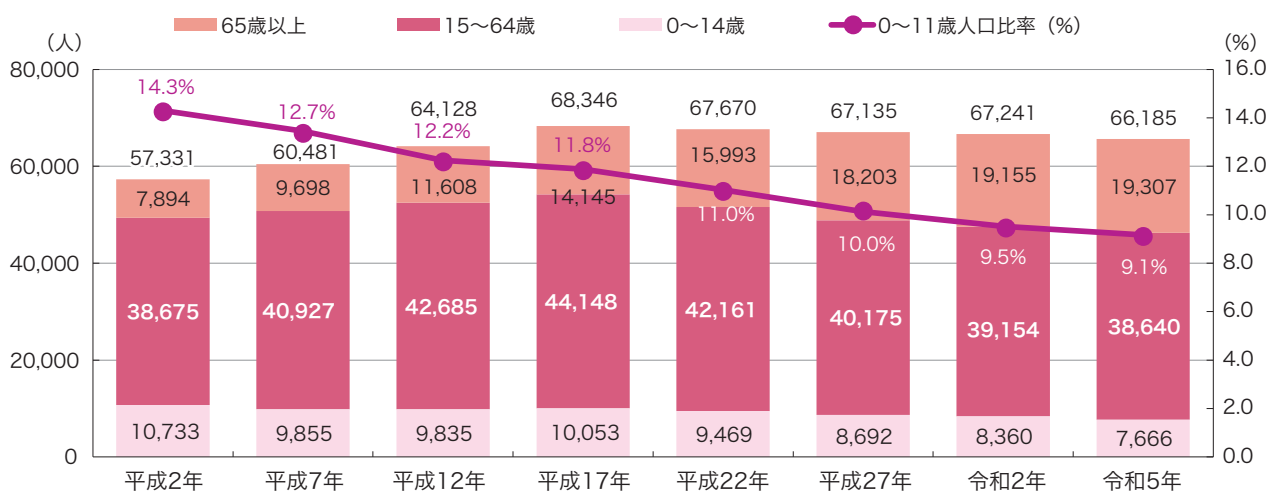
1

人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成17年に約6万8,000人のピークを迎え、以降は微減が続いています。令和5年の総人口は66,185人となり、年齢3区分別にみると0～14歳（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が減少しています。また、本計画の主な対象年齢である0～11歳人口比率は9.1%まで減少しており、少子化が進行しています（図5、図6）。

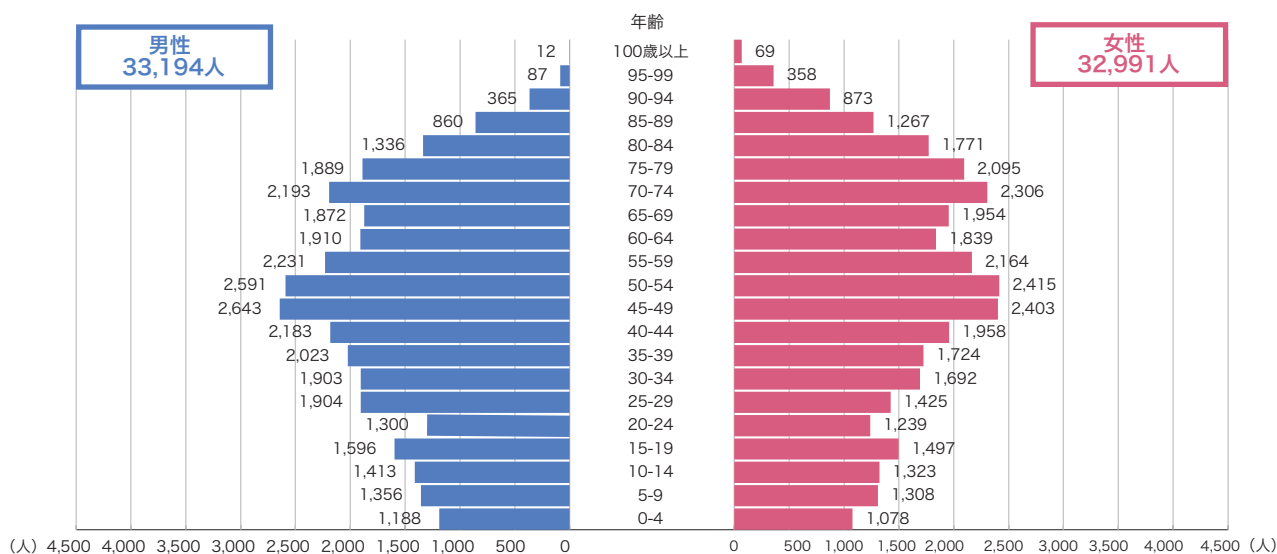
図5 総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：長野県毎月人口異動調査／長野県（各年10月1日）

※総人口には年齢不詳含む

図6 人口ピラミッド



出典：毎月人口異動調査／長野県（令和5年10月1日）

※男女別人口は年齢不詳含む

(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成25年は622人でしたが、令和5年は412人まで減少しています（図7）。

本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数）は全国よりは高い水準で推移しています。平成25～29年は1.65まで持ち直し、県平均も上回りましたが、平成30～令和4年は1.46と再び減少に転じています（図8）。

図7 出生数の推移

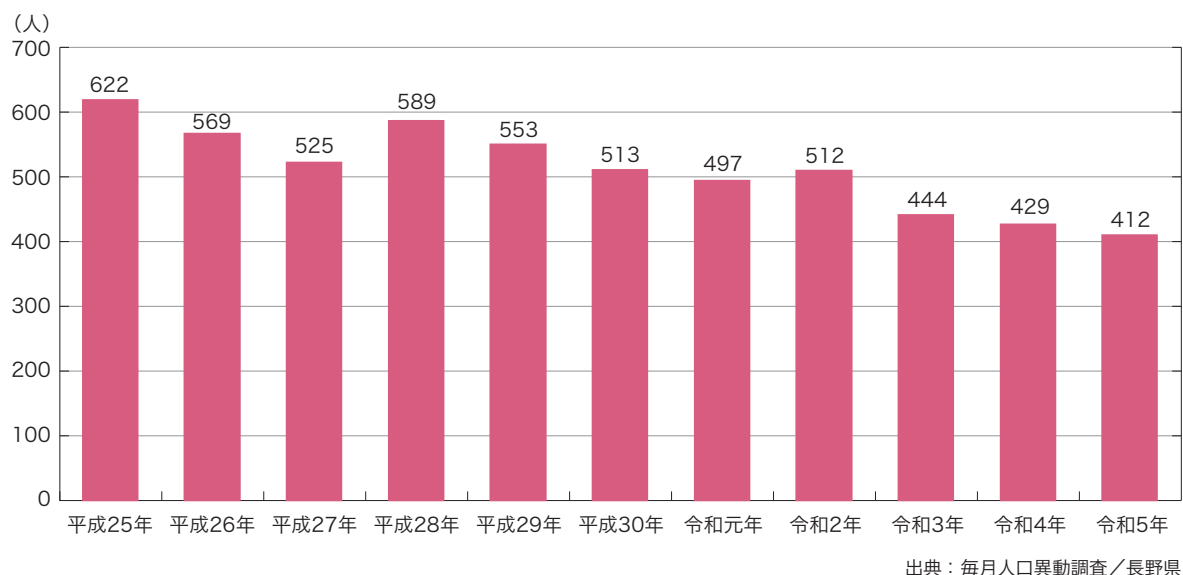
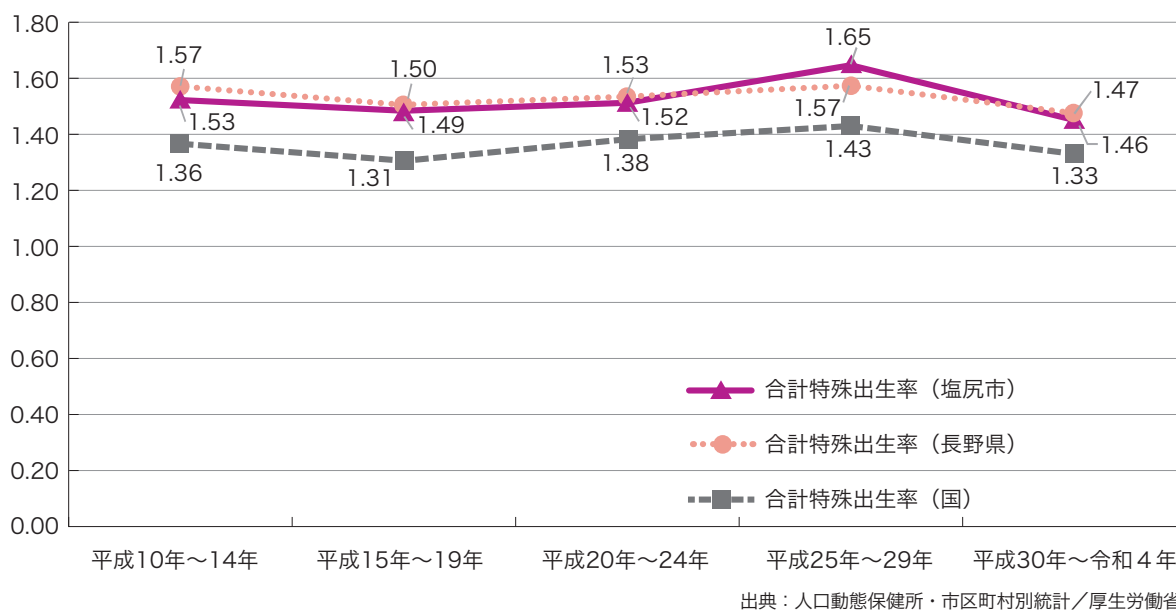


図8 合計特殊出生率の推移

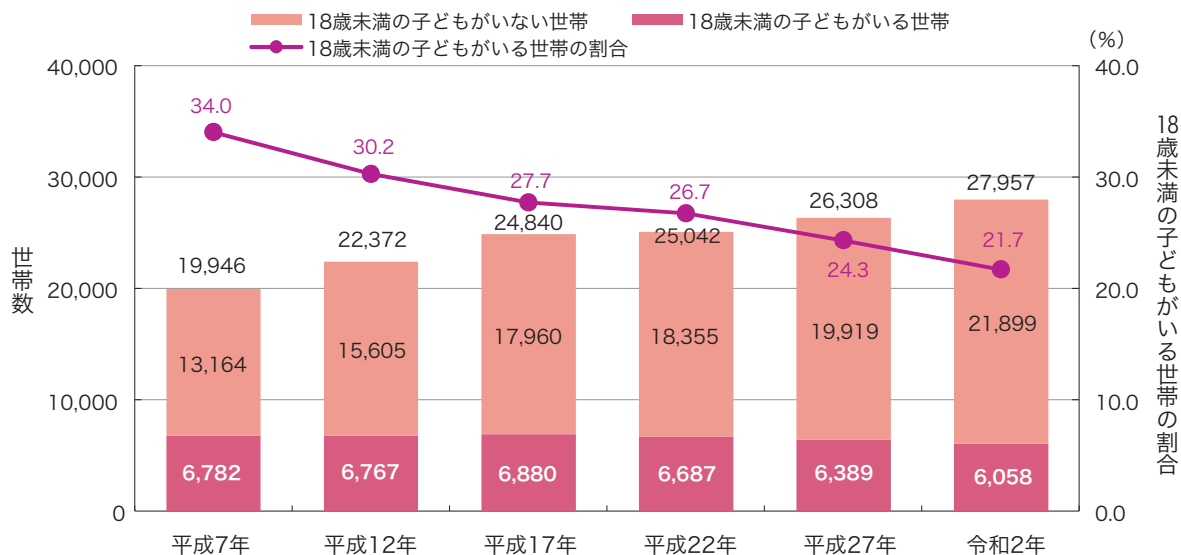


(3) 世帯の推移

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和2年には約2万8,000世帯となっています。一方で18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあり、全世帯数に占める割合は平成7年の34.0%から令和2年には21.7%にまで減少しています（図9）。

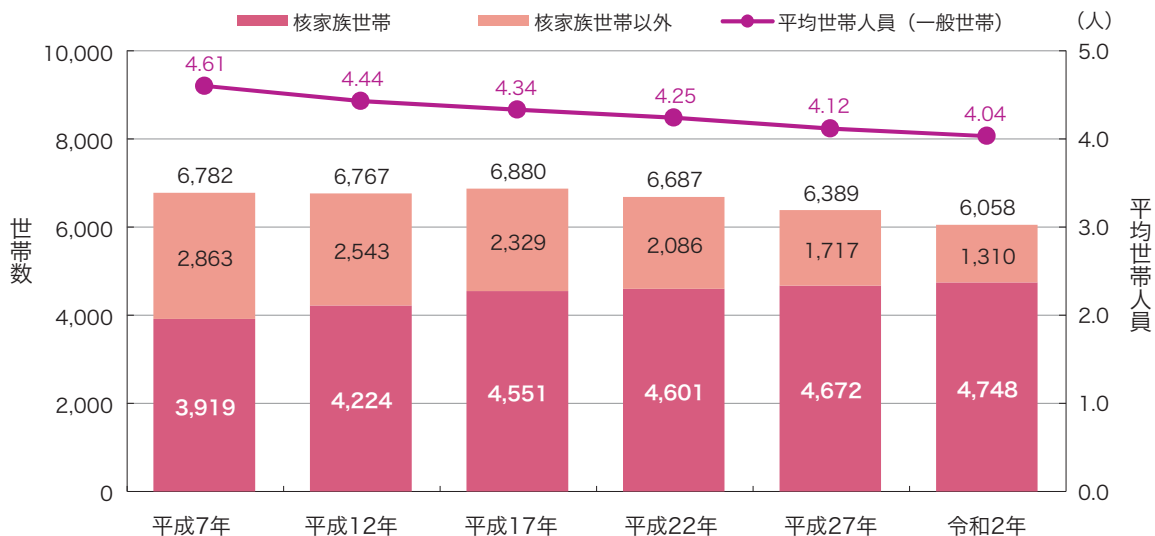
18歳未満の児童のいる世帯の内訳をみると、核家族世帯が徐々に増加しており、また平均世帯人員は平成7年の4.61人から令和2年には4.04人へ減少しています（図10）。

図9 18歳未満の児童のいる世帯数の推移



出典：国勢調査／総務省

図10 18歳未満の児童のいる世帯の内訳数及び平均世帯人員の推移



出典：国勢調査／総務省

(1) 女性の就業状況

令和2年の本市の女性の年齢別就業率をみると、全体的に全国平均よりも高く、20～40代の子育て世代では、長野県全体をやや下回る傾向にあります（図11）。

本市の経年変化をみると、令和2年にはほとんどの世代で就業率が増加していますが、女性の就業状況の特徴としてM字カーブといわれる30代前半での就業率の落ち込みはあまり改善されていません（図12）。

また、未就学の子を持つ母親の就労状況についてみると、令和5年度調査では8割の母親が就労しており、特にフルタイムで働く母親の割合が41.2%となり、過年度の調査に比べ大きく増加しています（図13）。

図11 全国・長野県・塩尻市の女性の就業率の比較（令和2年）

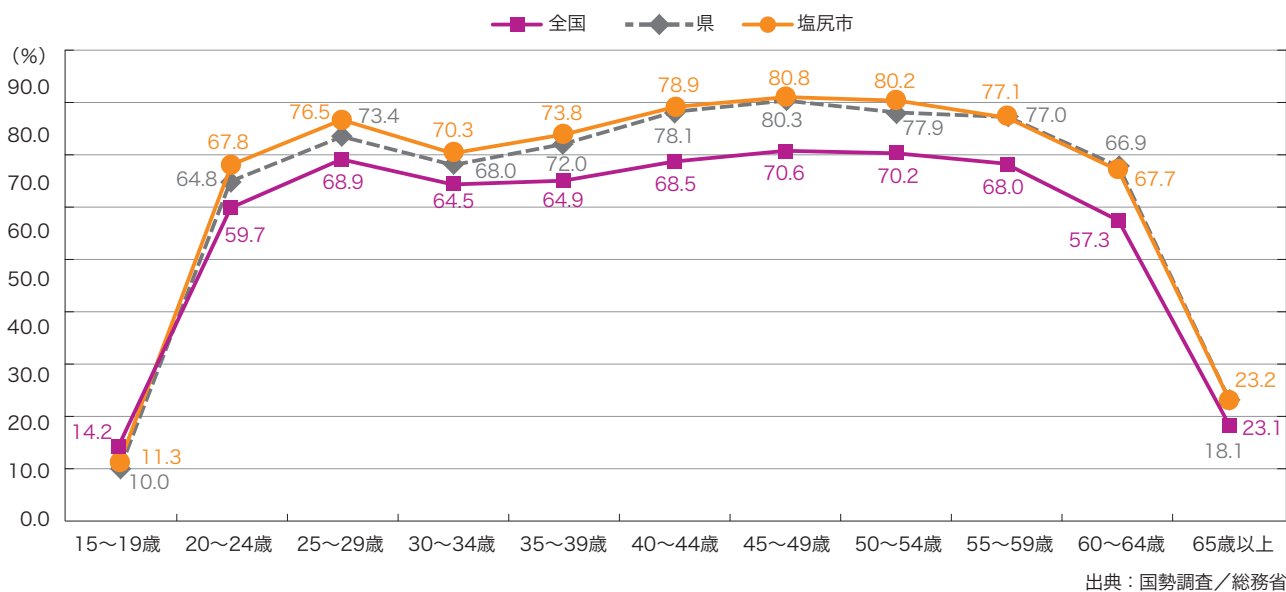


図12 塩尻市における女性就業率の経年比較

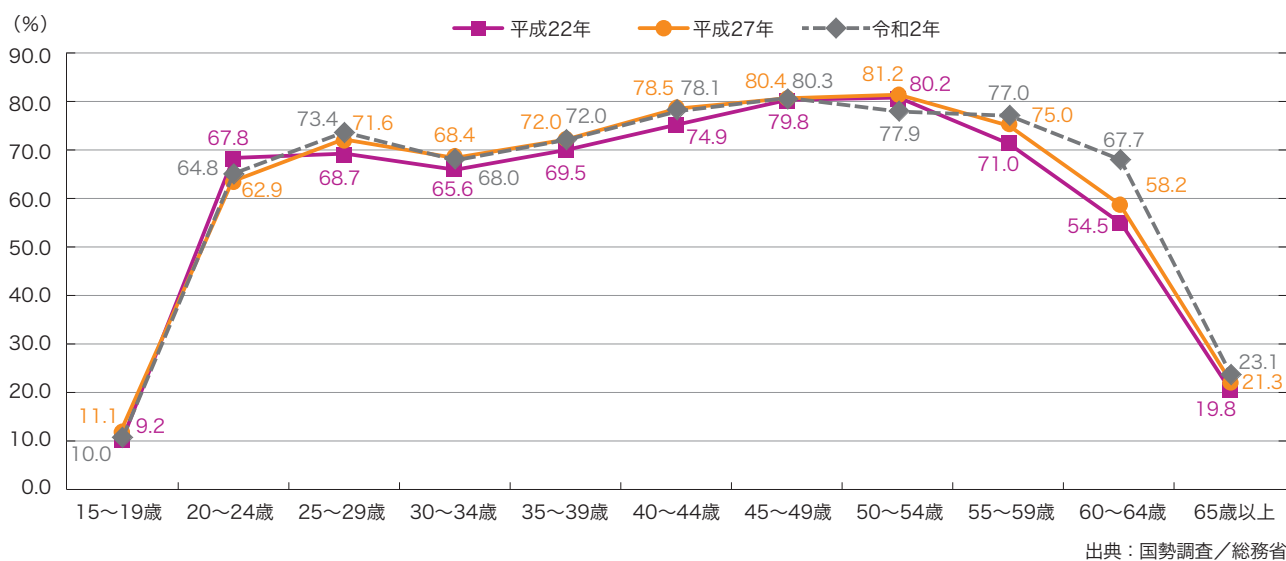
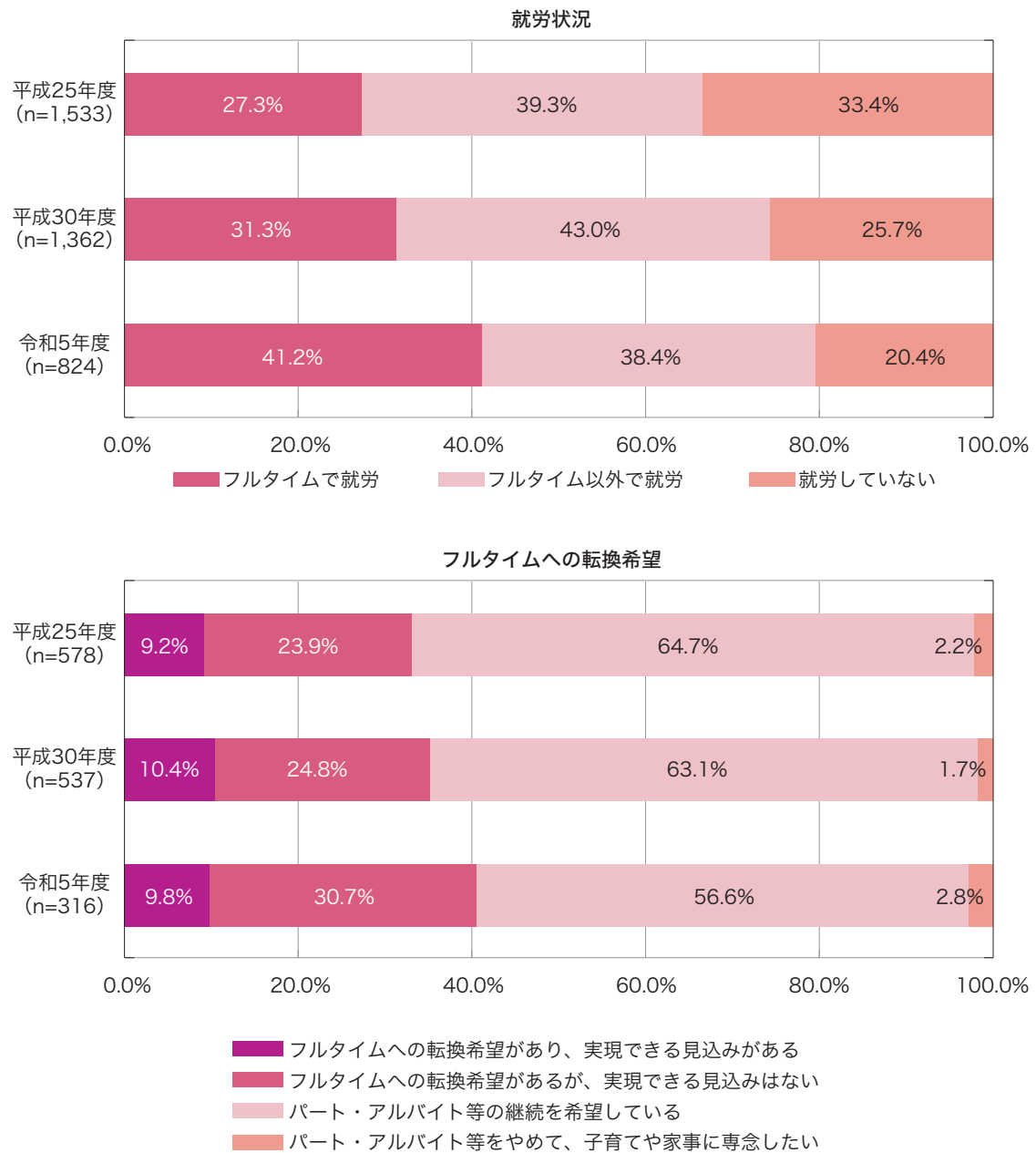


図 13 未就学の子を持つ母親の就労状況とフルタイムへの転換希望



出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

(2) 家庭での子育て環境

家庭での子育て環境をみると、令和5年度は「父母共に」子育てを主に行っている家庭が55.1％と過年度調査に比べ大きく増加しています。一方、「主に母親」が減少しており、母親への育児負担の偏りが解消されていると考えられます（図14）。

また、育休を取得する父親が急増しています（図15）。

図 14 子育てを主に行っている人

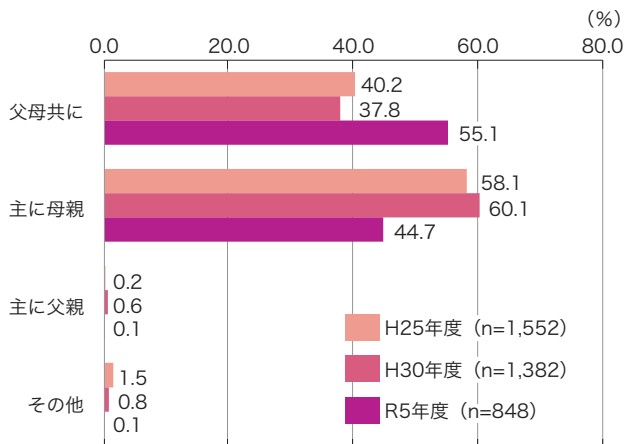
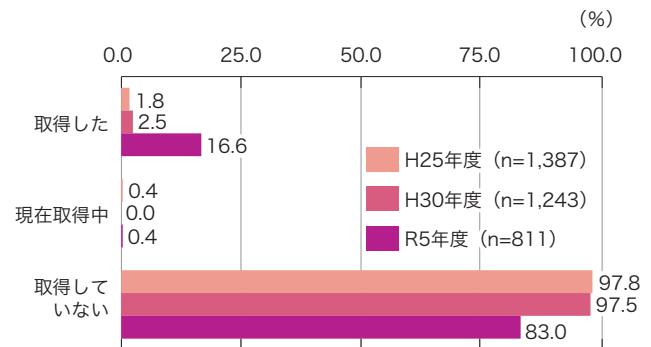


図 15 父親の育休の取得状況



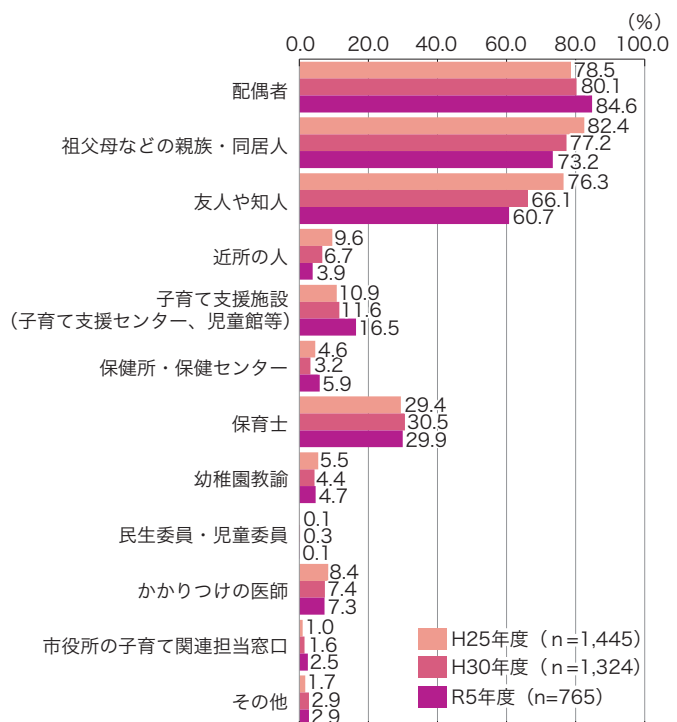
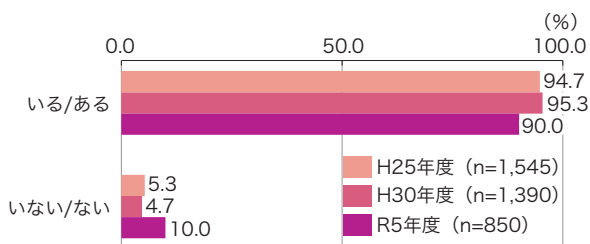
出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

(3) 子育てについて気軽に相談できる相手

子育てについて気軽に相談できる相手の有無については、90.0％が「いる／ある」と回答していますが、過年度調査に比べ、約5％減少しています。

相談先としては、「配偶者」や「子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等）」に相談する人の割合が増えています（図16）。

図 16 子育てについて気軽に相談できる相手・場所の有無と相談先（複数回答）

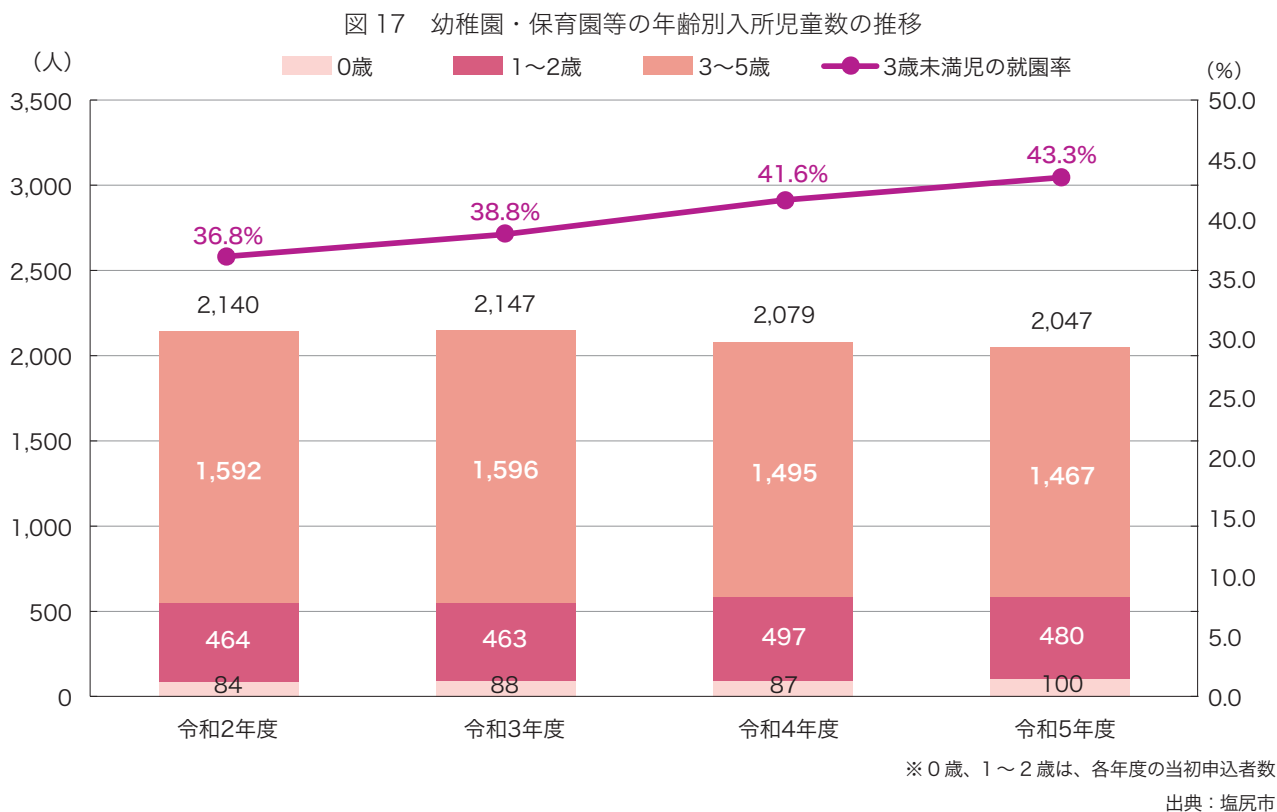


出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

3 子育て支援サービスの状況

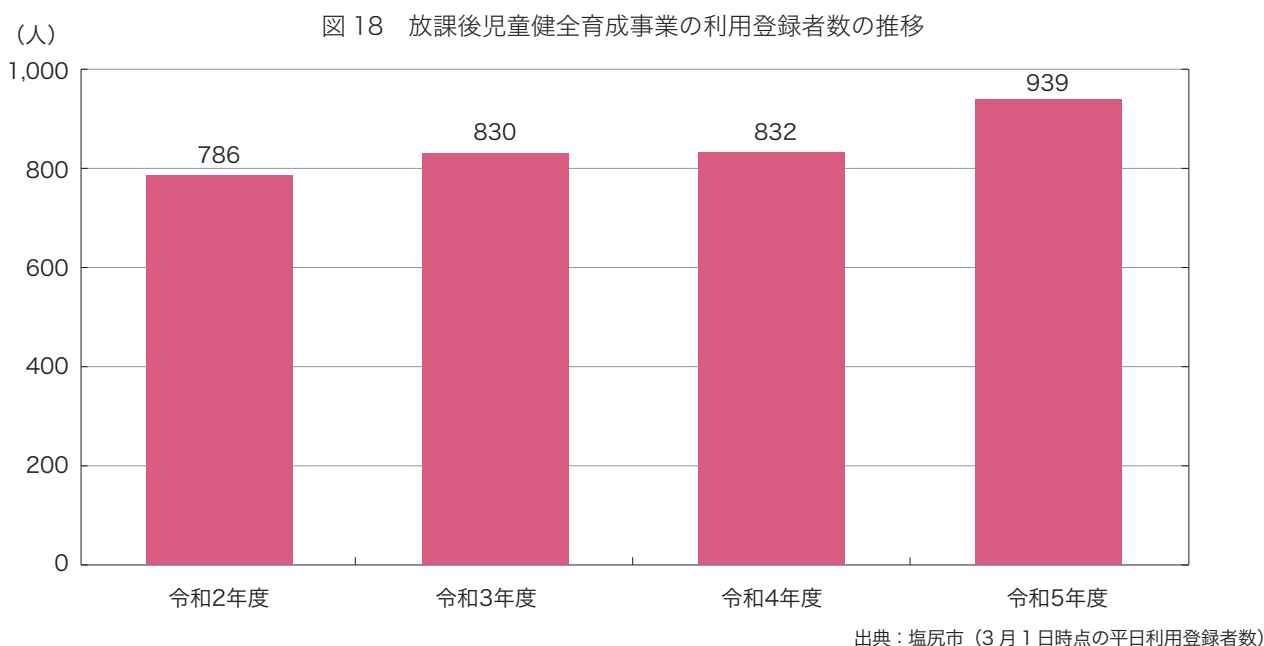
(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

幼児期の教育・保育サービスの提供状況をみると、入所児童数の総数は微減傾向にあります。令和5年度の内訳は3歳以上児が約1,500人、1～2歳児が約500人、0歳児が100人となっており、3歳未満児の就園率は43.3%で増加傾向にあります（図17）。



(2) 放課後児童健全育成事業の利用者数

放課後児童健全育成事業の利用登録者数は、増加傾向にあります（図18）。

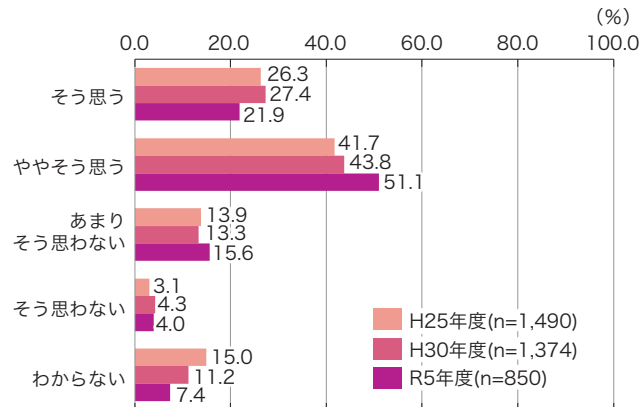


(1) 塩尻市は子どもを育てやすいまちだと思うか

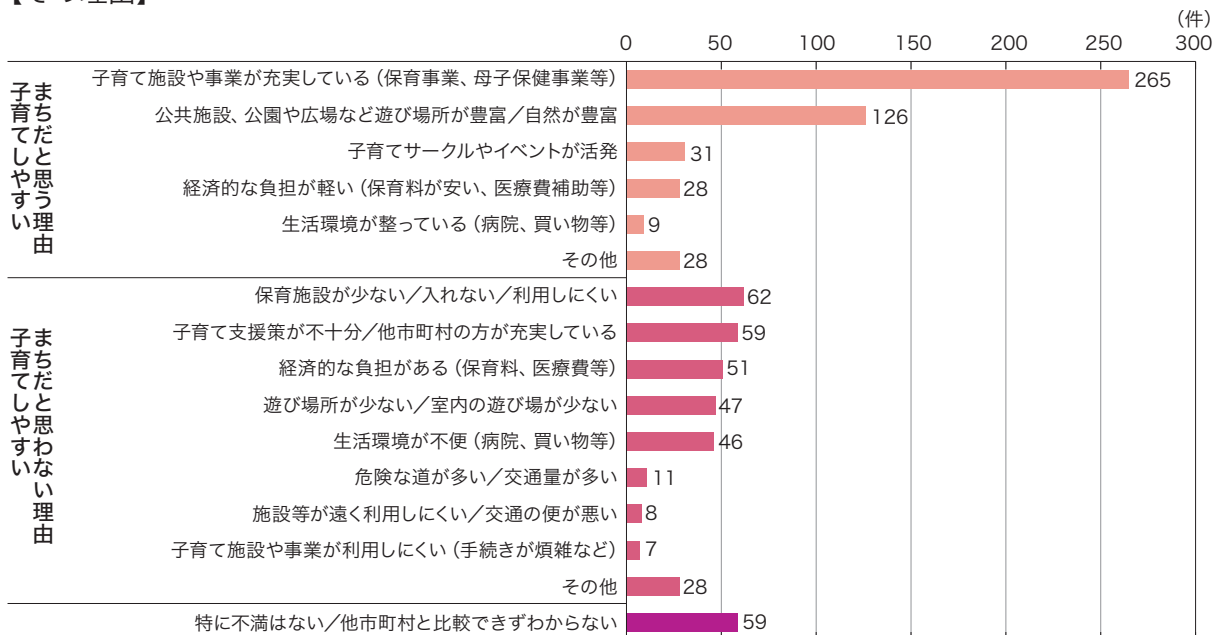
子どもを育てやすいまちとしての市民評価をみると、令和5年度は「そう思う」「ややそう思う」合わせて73.0%が育てやすいと評価しています。過年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が減少し、「ややそう思う」の割合が増加しています（図19）。

子育てしやすいまちだと思う理由としては、「子育て施設や事業が充実している（保育事業、母子保健事業等）」が最も多くなっています。

図 19 塩尻市は子どもを育てやすいまちだと思うか



【その理由】



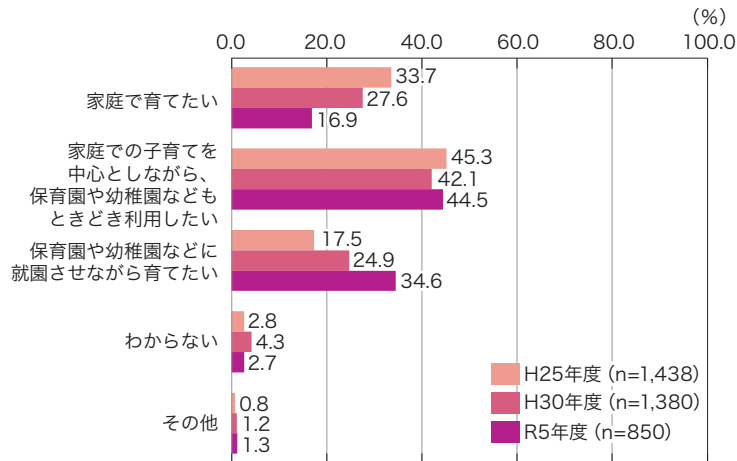
出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

(2) 3歳までの望ましい子育て環境

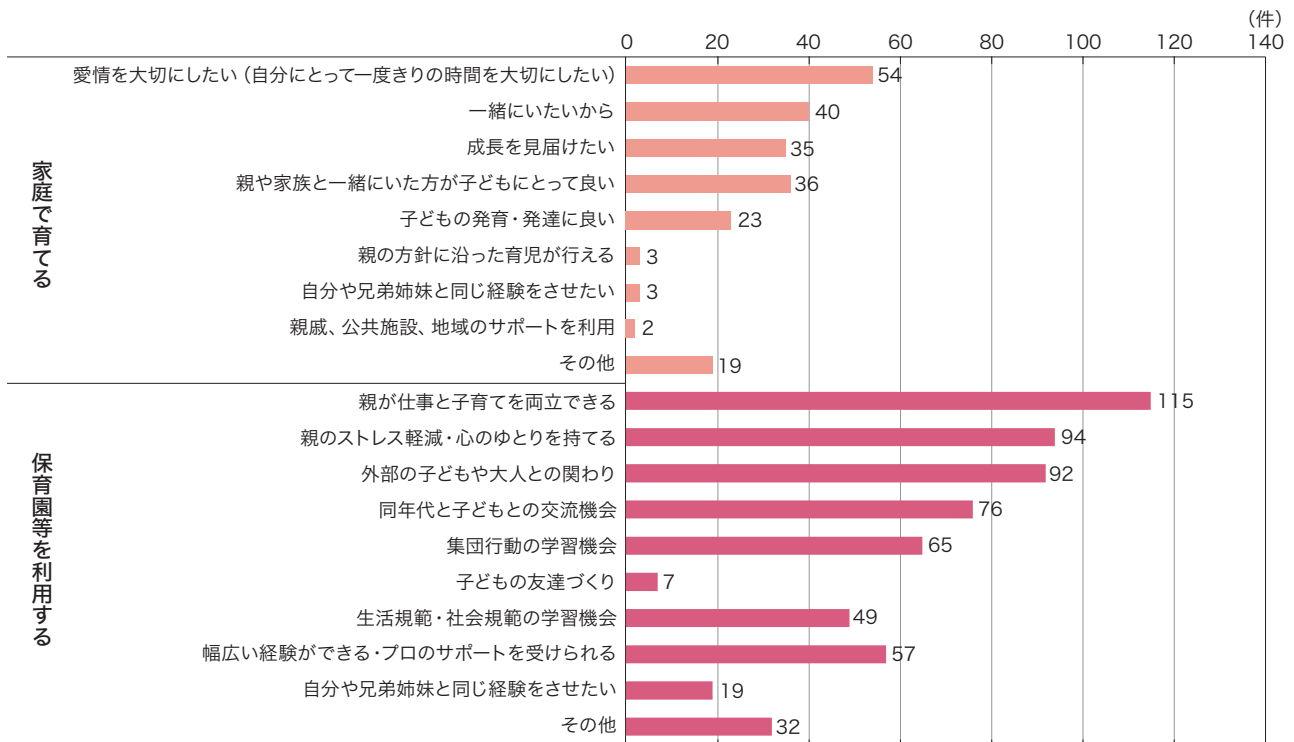
3歳までの望ましい子育て環境についての考え方をみると、過年度調査と比較し、「家庭で育てたい」という割合が半減している反面、「保育園や幼稚園などに就園させながら育てたい」の割合が倍増しています（図20）。

保育園等への入園を選ぶ理由としては、「親が仕事と子育てを両立できる」、「親のストレス軽減・心のゆとりを持てる」、「外部の子どもや大人との関わり」といった回答が多くみられます。

図 20 3歳までの望ましい子育て環境



【その理由】



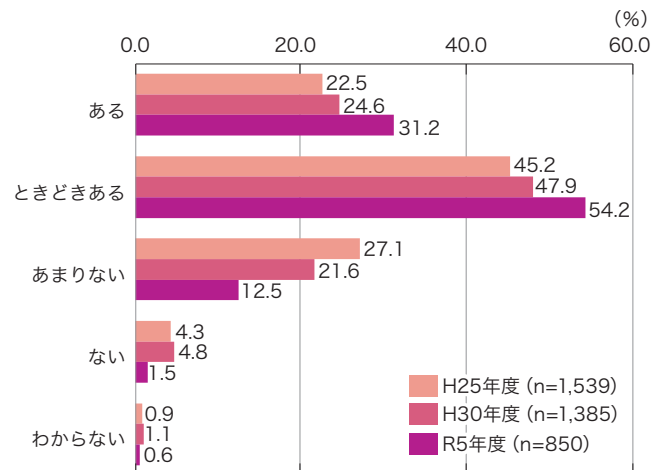
出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

(3) 子育てする上で悩みや不安・負担を感じるところ

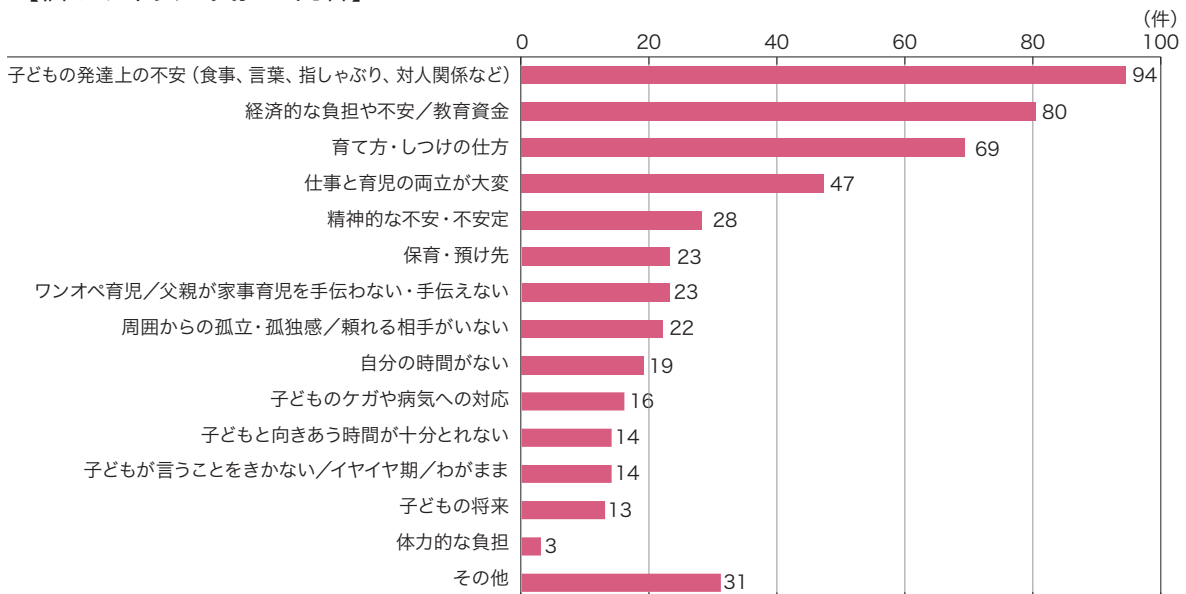
子育てをする上での悩みや不安・負担が「ある」「ときどきある」とする家庭の割合は、過年度調査と比較して増加しています（図21）。

悩みや不安・負担の内容としては、「子どもの発達上の不安」が最も多く、次いで、「経済的な負担や不安／教育資金」、「育て方・しつけの仕方」などが多くみられます。

図 21 子育てする上で悩みや不安・負担を感じるところ



【悩みや不安・負担の内容】



出典：子ども・子育てアンケート調査／塩尻市

第3章

本計画の基本的な考え方

1

基本理念

自分らしく輝ける みんな安心 こどもまんなかG S C（グレート・シオジリ・チルドレン）

本計画は、すべてのこども・若者を対象に、こどもの権利に関する施策、こどもの成長段階に応じた切れ目のない支援に関する施策、結婚・妊娠・出産・子育ての支援に関する施策、困難を抱えるこども・若者の支援に関する施策により構成される「しおじりこどもまんなかプラン」と連携する計画であるため、「しおじりこどもまんなかプラン」で掲げる基本理念と共通のものとします。

2

本計画で目指すこと

本計画は幼児期における適切な教育・保育及び地域の子育て支援事業を提供するために定める事業計画です。

本計画では、上記の総合的なこども・若者施策に関する基本理念のもと、「質の高い教育・保育、子育て支援サービスを安定的に提供し、誰もが安心して子育てできるまちづくり」を目指します。

塩尻市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の拡充及び質の向上のための計画

1 教育・保育提供区域の設定

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 1号認定（3～5歳の教育認定）
- ・ 2号認定（3～5歳の保育認定）
- ・ 3号認定（0～2歳の保育認定）

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 利用者支援事業【一部新規】
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 産後ケア事業【新規】
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ・ 児童育成支援拠点事業【新規】
- ・ 親子関係形成支援事業【新規】
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

5 本計画の各事業と「しおじりこどもまんなかプラン」の施策との対応

(1) 庁内推進体制の整備

保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、関係部課を横断する全庁的な推進体制の整備を図ります。

また、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら本計画を着実に推進します。

(2) 関係者との連携による推進

子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、市と家庭、地域、事業者、NPO、ボランティア団体、関係機関等が連携するとともに、各主体間が連携・協働しながら本計画を推進します。

(3) 計画の点検・評価

塩尻市子ども・子育て会議において、毎年度、進捗の評価・確認を行います。また、量の見込み、確保方策については、今後、実際の状況との間にかい離が生じる可能性があることから、計画期間中において、必要に応じ見直しを行います。

第4章

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための計画です。本章に定めた量の見込みと確保方策に沿って子ども・子育て支援新制度を適切に運用していきます。

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することとされています。本市の提供区域は、次の表のとおりです。

	対象事業	対象児童	区域
教育・保育	1号認定 2号認定のうち教育の利用希望が強いもの(幼稚園、認定こども園)	年少～年長	全市
	2号認定(保育所、認定こども園)	年少～年長	7区域
	3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育等)	3歳未満児(4月1日現在満年齢)	7区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業【一部新規】	—	全市
	②地域子育て支援拠点事業	就学前児童	全市
	③妊婦健康診査	—	全市
	④産後ケア事業【新規】	—	全市
	⑤乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	全市
	⑥養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業	—	全市
	⑦子育て世帯訪問支援事業【新規】	—	全市
	⑧児童育成支援拠点事業【新規】	学齢期以降の児童	全市
	⑨親子関係形成支援事業【新規】	18歳未満の児童	全市
	⑩子育て短期支援事業	18歳未満の児童	全市
	⑪ファミリー・サポート・センター事業	生後0か月～小学6年生	全市
	⑫乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	満6か月～2歳	全市
	⑬一時預かり事業	満3か月～年長	全市
	⑭延長保育事業	満3か月～年長	全市
	⑮病児・病後児保育事業	生後5か月～小学3年生	全市
	⑯放課後児童健全育成事業	小学生	10区域
	⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	全市
	⑱多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	—	全市

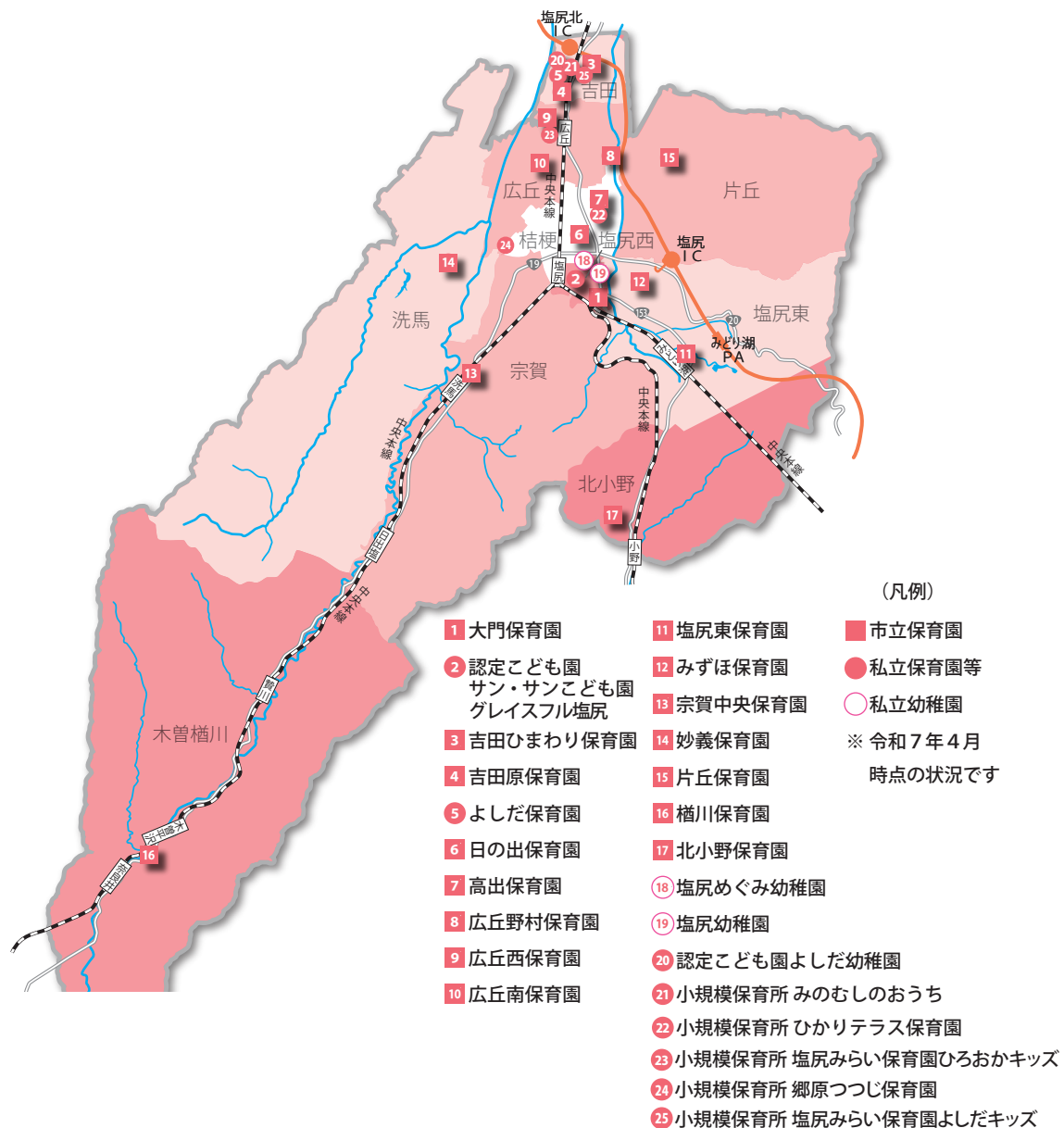
(2) 区域設定の考え方

① 地理的状況等の視点から

- ・本市は古くから交通の結節点であり、現在も国道、高速道路、鉄道などに沿って市域が広がっています。
- ・市街地がある一方で、地理的に離れた地域が存在します。

② 既存施設の有効活用及び施設整備の視点から

- ・全ての子どもが家庭の生活圏域の中で幼稚園、保育所等に確実に通える、より良い環境づくりを目指し、既存施設の有効活用と民間による施設整備の支援を推進します。
- ・幼保小のスムーズな連携等を考慮して小学校区を単位とし、保育所等（2号・3号）は7区域（25ページ参照）、放課後児童健全育成事業は10区域（45ページ参照）へ分割し、十分な受入体制を整えていきます。
- ・なお、区域設定は施設の整備等を判断するためのものであり、勤務先近くの利用を希望する等の居住区域を越えた利用を制限するものではありません（市内全域での利用が可能です）。



〈参 考〉

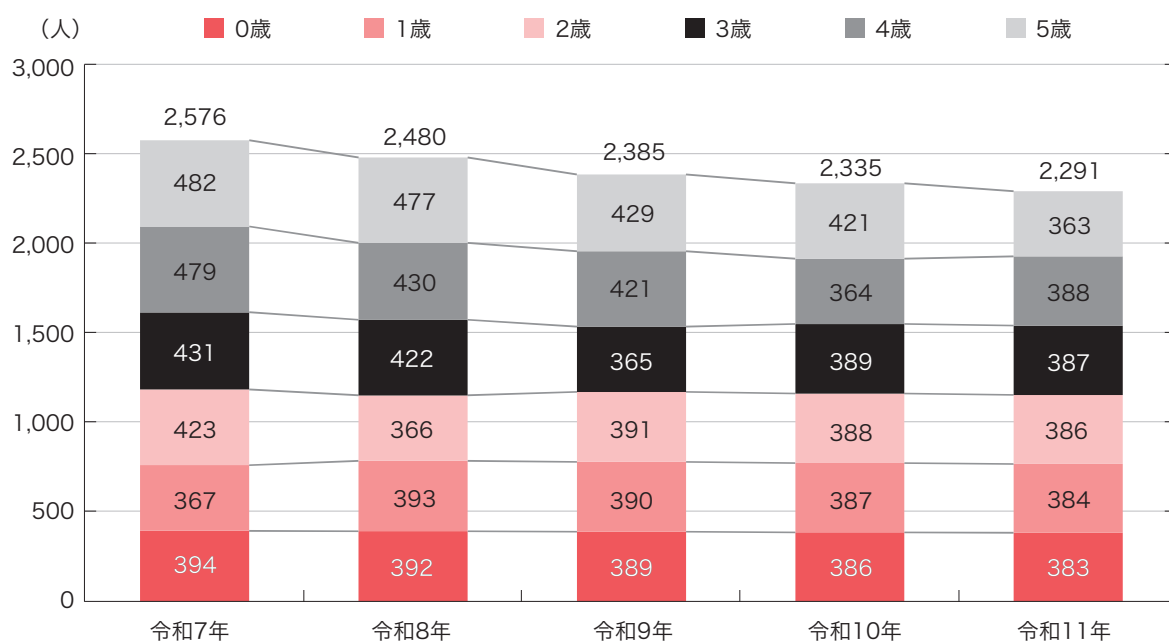
量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政区別・性別・年齢別人口（令和5年4月1日及び令和6年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法（※）を用いて人口推計を行い、本市の計画期間における子どもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の推計人口を用いて量の見込みを設定しています。

（※）各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	394	392	389	386	383
1 歳	367	393	390	387	384
2 歳	423	366	391	388	386
3 歳	431	422	365	389	387
4 歳	479	430	421	364	388
5 歳	482	477	429	421	363
0-5 歳	2,576	2,480	2,385	2,335	2,291
6 歳	459	481	476	428	419
7 歳	537	457	480	475	427
8 歳	512	535	456	478	473
9 歳	561	510	533	455	477
10 歳	558	559	508	532	454
11 歳	551	557	558	506	529
6-11 歳	3,178	3,099	3,011	2,874	2,779

■0～5歳の年齢別推計児童数



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

【国が定める事業の概要】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
地域型保育	19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。	

【塩尻市の事業展開】

令和7年4月時点における施設の状況は、次のとおりです。

- ・幼稚園2園（私立2園）
- ・保育所16園（市立15園・私立1園）
- ・認定こども園2園（私立2園）
- ・地域型保育事業所（小規模保育事業所）5園（私立5園）

また、今後の提供体制の確保の見込みは次のとおりです。

- ・令和10年度 地域型保育事業所の開設予定
- ・令和11年度 地域型保育事業所の開設予定

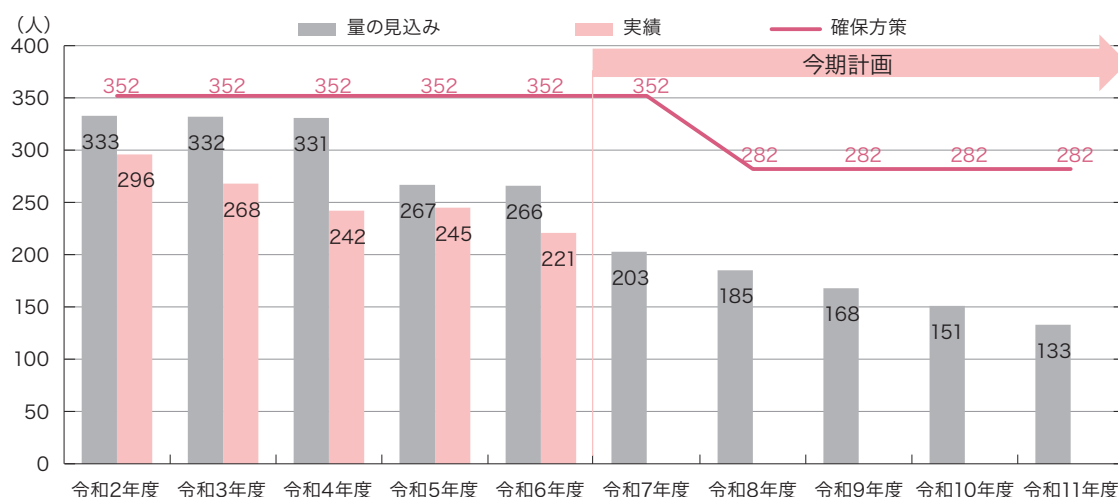
【量の見込みと確保方策】

(1) 1号認定（3～5歳の教育認定）【確保方策】幼稚園、認定こども園の幼稚園部分

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	296	268	242	245	221	203	185	168	151	133
確保方策	352	352	352	352	352	352	282	282	282	282
特定教育・保育施設	72	72	72	72	72	72	142	142	142	142
確認を受けない幼稚園	280	280	280	280	280	280	140	140	140	140

単位：人（5月1日時点の在園児数）

確保方策のうち、特定教育・保育施設は幼稚園及び認定こども園

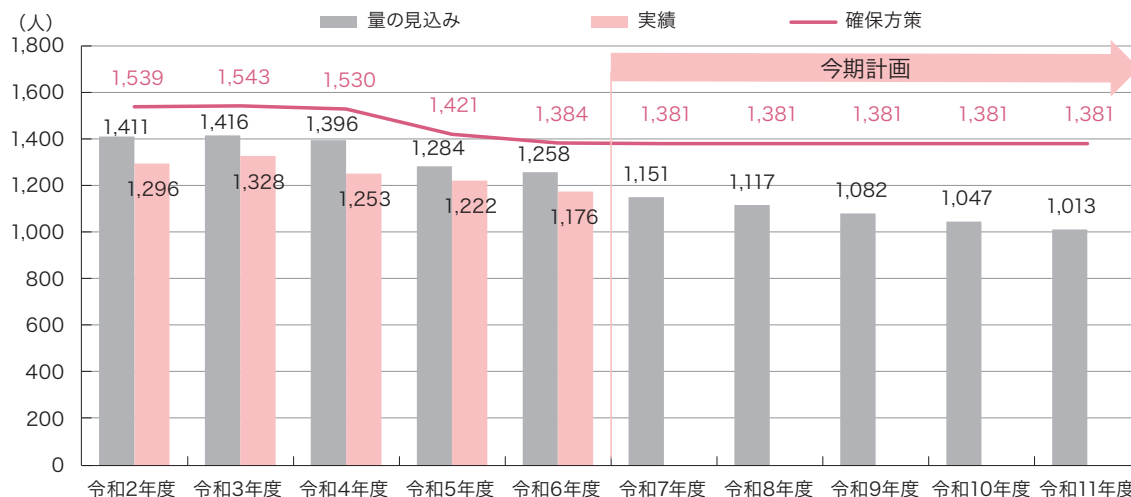


量の見込みは、実績の近似式から算出しています。既存施設でニーズに対応できる見込みです。

(2) 2号認定（3～5歳の保育認定）【確保方策】保育所、認定こども園の保育所部分

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	1,296	1,328	1,253	1,222	1,176	1,151	1,117	1,082	1,047	1,013
確保方策	1,539	1,543	1,530	1,421	1,384	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381

単位：人（4月1日時点の在園児数）



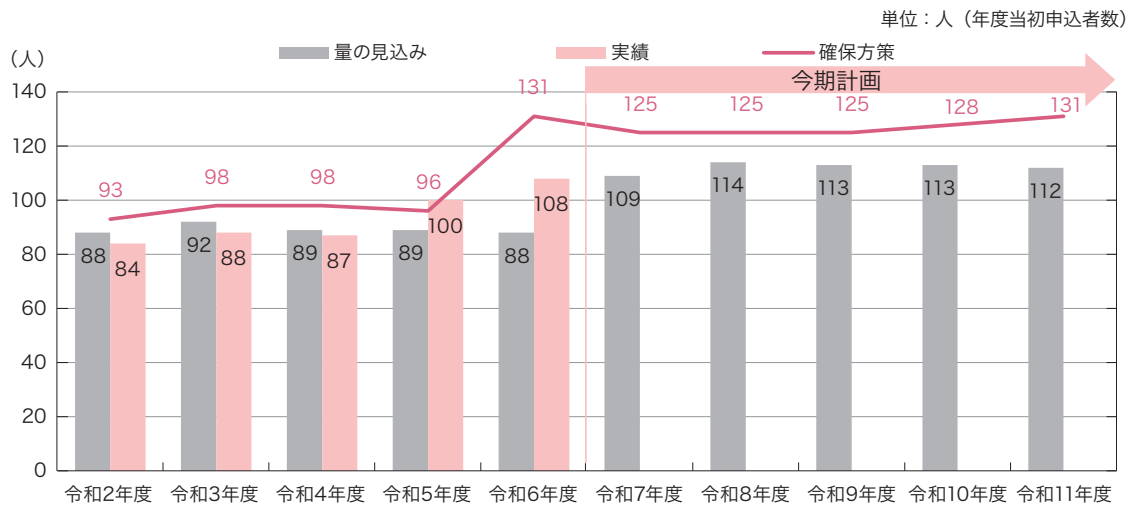
量の見込みは、実績の近似式から算出しています。既存施設でニーズに対応できる見込みです。

(3) 3号認定（0～2歳の保育認定）【確保方策】保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育等

3歳未満児については、入所児童数をベースに量の見込みを算定した場合、正確なニーズが反映できない（入所したくても入所できない者のニーズ量が反映できない）ため、令和7～11年度の量の見込みについては、入所希望者（年度当初の入所申込をした者）の割合を基に算定しています（参考データ参照）。

①：0歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	84	88	87	100	108	109	114	113	113	112
確保方策	93	98	98	96	131	125	125	125	128	131



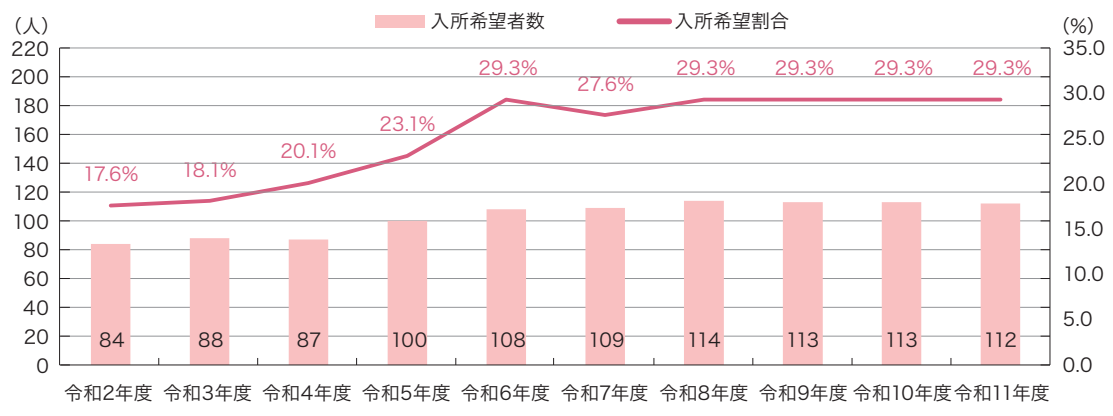
民間事業者による地域型保育事業所の開設等により、ニーズに対応できる見込みです。

〈参考データ〉

■ 0歳児の入所希望割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入所希望者数	84	88	87	100	108	109	114	113	113	112
人口	477	484	432	432	368	394	392	389	386	383
入所希望割合	17.6%	18.1%	20.1%	23.1%	29.3%	27.6%	29.3%	29.3%	29.3%	29.3%

令和8年度以降の入所希望者数は、人口と入所希望割合の積
令和8年度以降の入所希望割合は、令和2～7年度の数値の最大値から算出

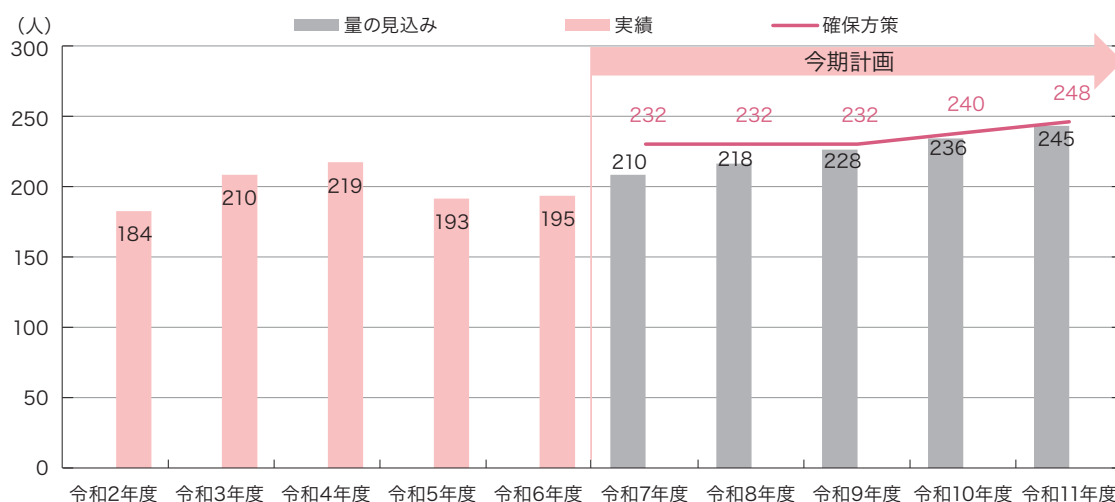


出典：入所希望者、人口（住民基本台帳（4月1日））

②：1歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	184	210	219	193	195	210	218	228	236	245
確保方策						232	232	232	240	248

単位：人（年度当初申込者数）



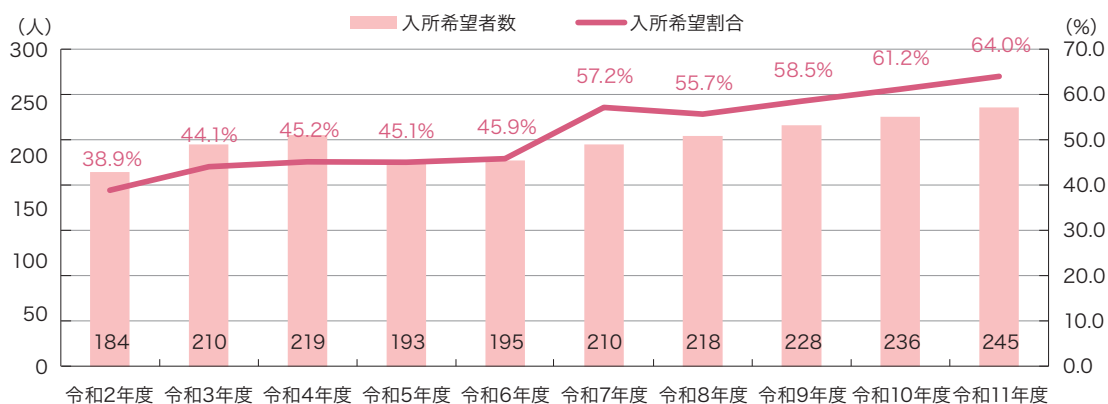
民間事業者による地域型保育事業所の開設等により、ニーズに対応できる見込みです。

〈参考データ〉

■ 1歳児の入所希望割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入所希望者数	184	210	219	193	195	210	218	228	236	245
人口	473	476	484	427	424	367	393	390	387	384
入所希望割合	38.9%	44.1%	45.2%	45.1%	45.9%	57.2%	55.7%	58.5%	61.2%	64.0%

令和8年度以降の入所希望者数は、人口と入所希望割合の積
令和8年度以降の入所希望割合は、令和2～7年度の数値の近似式から算出

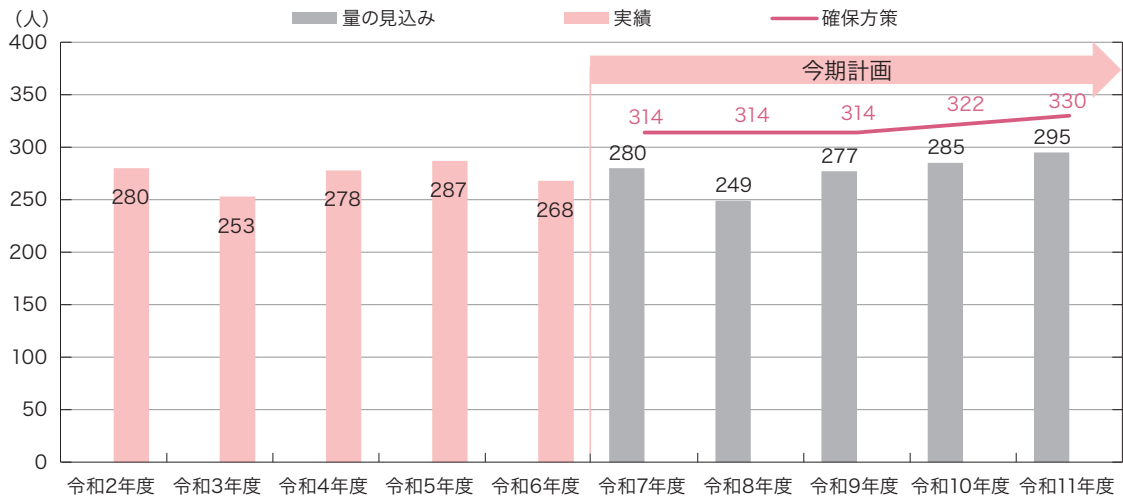


出典：入所希望者、人口（住民基本台帳（4月1日））

③：2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	280	253	278	287	268	280	249	277	285	295
確保方策						314	314	314	322	330

単位：人（年度当初申込者数）



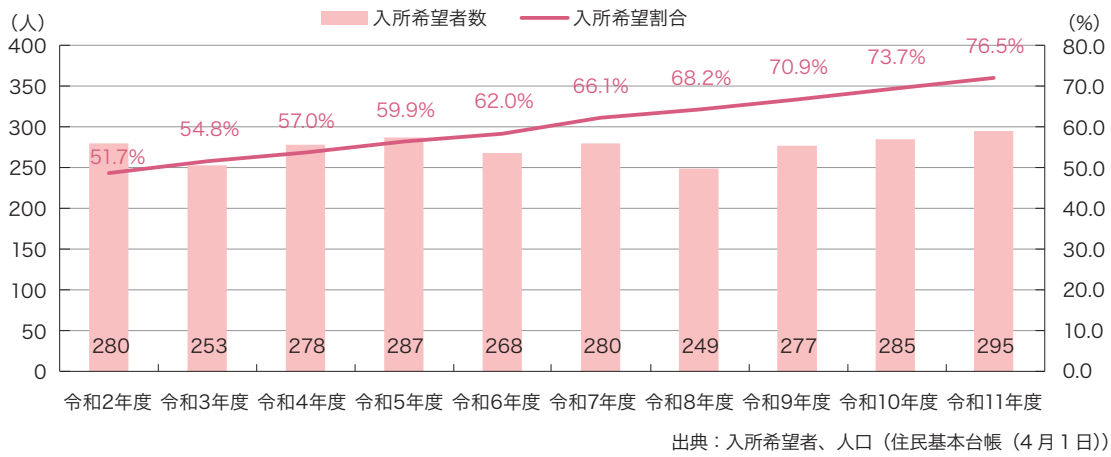
民間事業者による地域型保育事業所の開設等により、ニーズに対応できる見込みです。

〈参考データ〉

■ 2歳児の入所希望割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入所希望者数	280	253	278	287	268	280	249	277	285	295
人口	541	461	487	479	432	423	366	391	388	386
入所希望割合	51.7%	54.8%	57.0%	59.9%	62.0%	66.1%	68.2%	70.9%	73.7%	76.5%

令和8年度以降の入所希望者数は、人口と入所希望割合の積
令和8年度以降の入所希望割合は、令和2～7年度の数値の近似式から算出



出典：入所希望者、人口（住民基本台帳（4月1日））

(4) 区域別の2・3号認定の量の見込みと確保方策

年度			令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
認定区分			3号			2号	3号			2号	3号			2号	3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上	0歳	1歳	2歳	3歳以上
①	塩尻西・桔梗・ 広丘・吉田 小学校区	量の見込み	87	154	207	780	92	161	184	755	91	166	204	733	91	171	211	709	90	179	217	685
		確保方策	95	166	216	820	95	166	216	820	95	166	216	820	98	174	224	820	101	182	232	820
		特定教育・保育施設	68	133	179	820	68	133	179	820	68	133	179	820	68	133	179	820	68	133	179	820
		特定地域型保育事業	24	30	34		24	30	34		24	30	34		27	38	42		30	46	50	
		認可外保育施設	3	3	3		3	3	3		3	3	3		3	3	3		3	3	3	
②	塩尻東 小学校区	量の見込み	9	24	28	145	9	24	25	141	9	27	28	136	9	27	28	132	9	27	30	128
		確保方策	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182
		特定教育・保育施設	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182	15	27	41	182
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
③	宗賀 小学校区	量の見込み	3	12	16	76	3	12	14	74	3	12	16	71	3	12	16	69	3	12	16	67
		確保方策	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97
		特定教育・保育施設	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97	3	12	18	97
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
④	洗馬 小学校区	量の見込み	3	9	10	67	3	9	9	65	3	9	10	63	3	9	10	61	3	9	11	59
		確保方策	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126
		特定教育・保育施設	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126	3	9	12	126
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
⑤	片丘 小学校区	量の見込み	2	4	12	47	2	5	10	46	2	7	12	44	2	9	12	43	2	9	12	42
		確保方策	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66
		特定教育・保育施設	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66	3	9	12	66
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
⑥	檜川 小中学校区	量の見込み	2	2	2	10	2	2	2	10	2	2	2	10	2	3	3	9	2	3	3	9
		確保方策	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48
		特定教育・保育施設	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48	3	3	6	48
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
⑦	両小野 小学校区	量の見込み	3	5	5	26	3	5	5	26	3	5	5	25	3	5	5	24	3	6	6	23
		確保方策	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42
		特定教育・保育施設	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42	3	6	9	42
		特定地域型保育事業	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
全市		量の見込み	109	210	280	1,151	114	218	249	1,117	113	228	277	1,082	113	236	285	1,047	112	245	295	1,013
		確保方策	125	232	314	1,381	125	232	314	1,381	125	232	314	1,381	128	240	322	1,381	131	248	330	1,381
		特定教育・保育施設	98	199	277	1,381	98	199	277	1,381	98	199	277	1,381	98	199	277	1,381	98	199	277	1,381
		特定地域型保育事業	24	30	34		24	30	34		24	30	34		27	38	42		30	46	50	
		認可外保育施設	3	3	3		3	3	3		3	3	3		3	3	3		3	3	3	

単位：人

※確保方策のうち、特定教育・保育施設は保育所及び認定こども園、特定地域型保育事業は小規模保育事業、認可外保育施設は企業主導型保育事業（地域枠分）です。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

本市における認定こども園の普及については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、既存の施設の状況を踏まえて検討していきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。本市においても全ての子どもや保護者を対象に、質の高い幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を積極的に展開し、子どもの成長を様々な側面から支援していきます。

幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであることを踏まえ、幼児期に継続して教育・保育が提供できる既存施設の機能を維持します。加えて、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係部局と連携して、保護者や受入施設に対して適切な支援を行うことに努めます。また、より質の高い幼児期の教育・保育を提供するよう、その担い手である幼稚園教諭・保育士の研修を支援し、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修（市幼年教育研究会）の機会を広げることと努めるとともに、その処遇改善の方策を検討し、より質の高い教育・保育が提供できるように取り組んでいきます。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続 ―幼保小連携―

元気っ子応援事業等の幼保小が連携する取り組みによって、一人ひとりの子どもの成長を継続して支え、よりよい育ちにつなげられるように支援を推進していきます。また、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭が園・小学校の相互の参観、協議等を通じて子どもへの共通理解を持てるよう、より緊密な連携を図っていきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

(5) 外国につながる子どもへの支援・配慮

海外から帰国した子どもや外国籍の子ども等の外国につながる子どもの増加が見込まれます。事業の対象家庭には、必要な支援が受けられるよう、通知文の翻訳及び通訳、翻訳機の活用等を通して支援を行います。

(6) 保育料等無償化の拡大

多子世帯の経済的な負担軽減を図るため、令和6年度から第2子以降の3歳未満児保育料や副食費の無償化を実施しています。さらなる子育て支援の充実を目指し、保育料等無償化の拡大に向けた検討を進めていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業 【一部新規】

【国が定める事業の概要】

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が必要に応じ相談や情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、次の4つの類型があります。

- ①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する形態
- ②特定型：主に利用者支援を実施する形態（保育コンシェルジュ）
- ③こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく実施する形態
- ④妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施する形態

【塩尻市の事業展開】

本市では、保育課に利用者支援専門員1名を配置し、保護者の皆さんからの子育てに関する相談に対して情報提供を行う基本型を実施しています。併せて、公立保育園を地域子育て相談機関として位置付け、地域住民からの子育て相談も受け付けています。

健康づくり課とこども未来課が連携してこども家庭センター型を実施しています。

また、健康づくり課にて妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート等を通じ、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う妊婦等包括相談支援事業型を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

①：基本型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

単位：箇所

②：地域子育て相談機関

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						15	15	15	15	15
確保方策						15	15	15	15	15

単位：箇所

③：こども家庭センター型（令和5年度までは、母子保健型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1

単位：箇所

④：妊婦等包括相談支援事業型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						1,350	1,343	1,335	1,328	1,321
確保方策						1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

単位：回（延べ相談回数）

令和7年度以降の量の見込みは、0歳の推計人口を基に算出

上記体制による、利用者支援事業を継続的に実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【国が定める事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市は、子育て支援の拠点として、子育て支援センター、北部子育て支援センターを設置し、育児相談や様々な講座を行っています。また、こども広場（あ・そ・ぼ）や児童館等で行う未就園児対象のつどいの広場において、親子や保護者同士の交流の場を設けています。

令和7年度以降に、民間事業者による支援拠点施設の開設を検討しています。

実施施設 13箇所

事業種別	施設名	所在地	対象
センター型	子育て支援センター	大門一番町12番2号	0～3歳の児童及び保護者
	北部子育て支援センター	広丘野村2069番地1	
ひろば型	こども広場あ・そ・ぼ	大門一番町7番1号ウィングロード3階	就学前の児童及び保護者
児童館型 (つどいの広場)	塩尻児童館	広丘高出2073番地5	就園前の児童及び保護者
	広丘児童館	広丘原新田291番地2	
	吉田児童館	広丘吉田1568番地3	
	吉田児童館分館	広丘吉田3037番地	
	塩尻東児童館	塩尻町427番地(塩尻東小学校内)	
	宗賀児童館	宗賀2646番地(宗賀小学校内)	
	大門児童館	大門五番町4番21号	
	片丘児童館	片丘5366番地(片丘小学校内)	
	洗馬児童館	洗馬2713番地1	
	宗賀中央保育園	宗賀2411番地1	

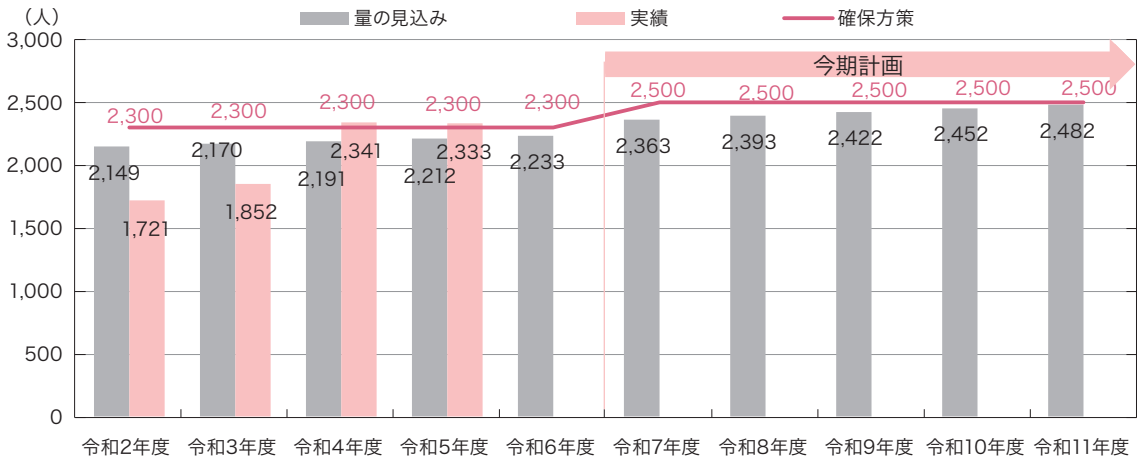
令和7年4月時点

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	1,721	1,852	2,341	2,333	2,233	2,363	2,393	2,422	2,452	2,482
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

単位：人（一月あたり延べ利用児童数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和元～5年度の実績の近似式から算出
(ただし令和2～4年度は、コロナ禍による施設利用の制限も考慮し算定から除外)



地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設（令和7年度以降に開設の新規施設含む）で対応できる規模となっています。

(3) 妊婦健康診査

【国が定める事業の概要】

妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認するため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【塩尻市の事業展開】

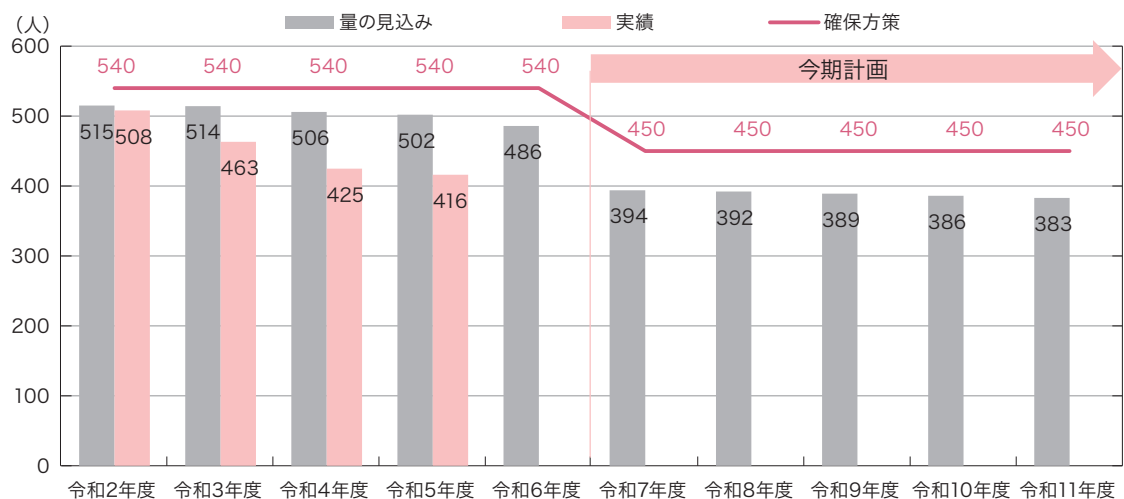
本市は、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性・必要性は高いと考え、積極的な受診を推進しています。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	508	463	425	416	486	394	392	389	386	383
確保方策	540	540	540	540	540	450	450	450	450	450

単位：人

令和7年度以降の量の見込みは、0歳の推計人口から算出



県医師会、助産師会が指定する各医療機関（産婦人科、助産師）で行います。

(4) 産後ケア事業 【新規】

【国が定める事業の概要】

産後も安心して子育てができることを目的に、出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート（授乳の指導や新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導）等を行う事業で次の3つの類型があります。

- ①宿泊型：産院等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会等を提供する形態
- ②通所型：個別・集団で支援を行える施設において、日帰りで休養の機会等を提供する形態
- ③訪問型：助産師等が居宅に訪問し、休養の機会等を提供する形態

【塩尻市の事業展開】

本市では、市外の医療機関と連携し、宿泊型の支援を実施しています。

令和7年度からは、通所型及び訪問型の支援も実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						150	150	150	150	150
確保方策						150	150	150	150	150

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、過去の利用実績を基に算出

産後ケア事業に対する量の見込みは、現在の提供体制で対応できる規模となっています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【国が定める事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげるなど、孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

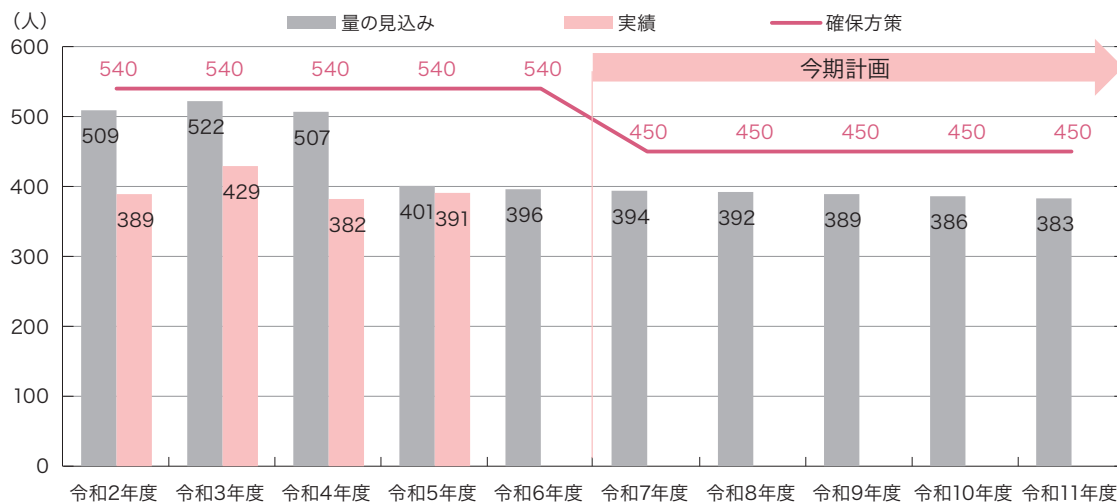
本市は、生後1～2か月までを目安に、乳児のいる家庭を保健師・助産師が訪問し、母子の健康状況を把握するとともに、育児等に関する相談支援や子育てに関する情報提供等を行います。また、社会的な支援を必要とする家庭を把握し、養育支援訪問事業等による支援につなげています。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	389	429	382	391	396	394	392	389	386	383
確保方策	540	540	540	540	540	450	450	450	450	450

単位：人

令和7年度以降の量の見込みは、0歳の推計人口から算出



乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、現在の提供体制で対応できる規模となっています。

(6) 養育支援訪問事業、要保護児童等の支援に資する事業

【国が定める事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、養育支援が必要な家庭に保健師、助産師、保育士等の訪問による養育に係る指導、相談等を行い、それぞれの家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減等を図ります。

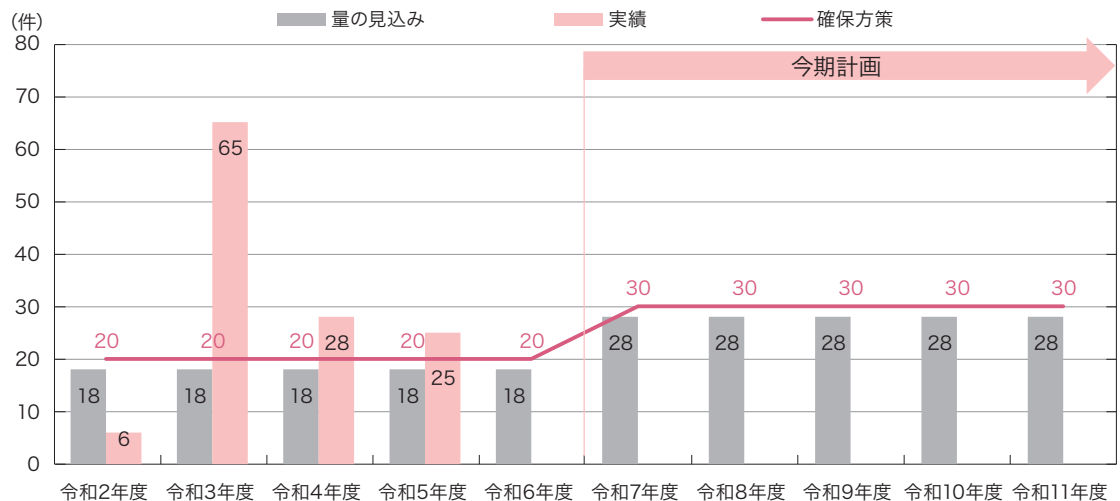
【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	6	65	28	25	18	28	28	28	28	28
確保方策	20	20	20	20	20	30	30	30	30	30

単位：件

令和7年度以降の量の見込みは、令和2～5年度の実績の最大値

(ただし令和3年度は、コロナ禍による異常値のため除外)



要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図る事業です。

ネットワーク（児童相談所、警察、保健センター、医療機関等）の連携強化と、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を推進します。

(7) 子育て世帯訪問支援事業 【新規】

【国が定める事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の軽減を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、支援が必要な家庭を保健師、助産師、保育士等が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の軽減を図ります。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						56	56	56	56	56
確保方策						60	60	60	60	60

単位：件

令和7年度以降の量の見込みは、対象年齢の人口を基に算出

子育て世帯訪問支援事業に対する量の見込みは、現在の提供体制で対応できる規模となっています。

(8) 児童育成支援拠点事業 【新規】

【国が定める事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、支援が必要な児童等の把握を行い、必要に応じて事業実施を検討していきます。

(9) 親子関係形成支援事業 【新規】

【国が定める事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、支援が必要な保護者及び児童の把握を行い、必要に応じて事業実施を検討していきます。

(10) 子育て短期支援事業

【国が定める事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な支援を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、市外の4施設と連携し、保護者が児童の保育をできないときにお預かりするショートステイ事業を実施しています。

実施施設 4 箇所

施設名	所在地	利用可能日数
児童養護施設 松本児童園	松本市島内 1666 番地 880	連続 7 日以内
松本赤十字乳児院	松本市元町 3 丁目 8-10	
児童養護施設 木曾ねざめ学園	木曾郡上松町大字荻原 1211 番地 1	
児童養護施設 つつじが丘学園	岡谷市川岸上 4 丁目 12 番 51 号	

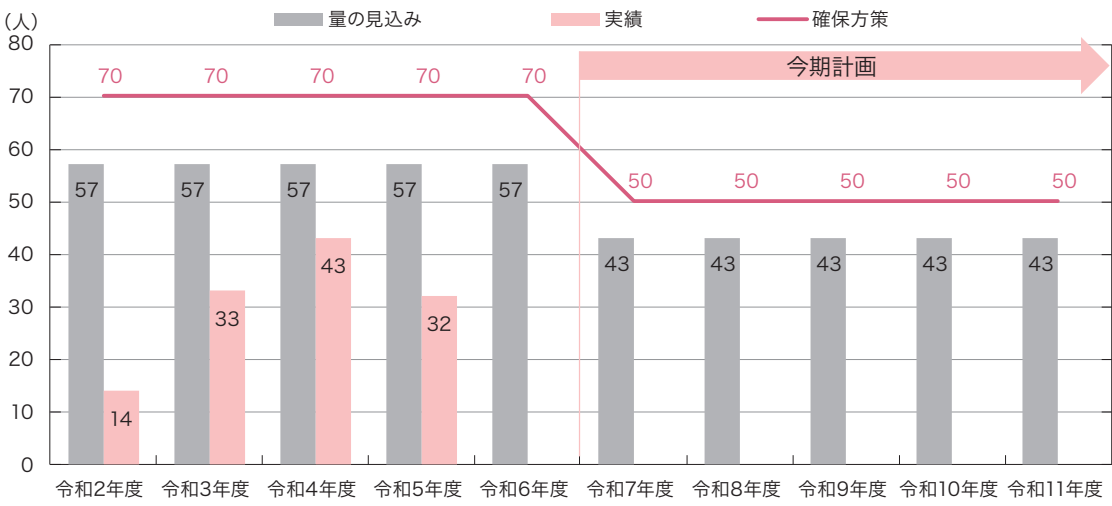
令和 7 年 4 月時点

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和 2 ～ 5 年度は実績)	14	33	43	32	57	43	43	43	43	43
確保方策	70	70	70	70	70	50	50	50	50	50

単位：人（延べ利用泊数）

令和 7 年度以降の量の見込みは、令和 2 ～ 5 年度の実績の最大値

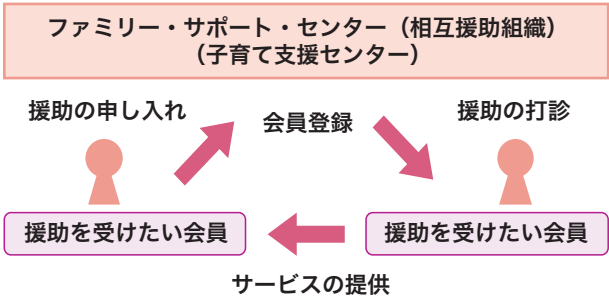


子育て短期支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【国が定める事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



実施施設 2 箇所

施設名	所在地
子育て支援センター	大門一番町 12 番 2 号
北部子育て支援センター	広丘野村 2069 番地 1

令和 7 年 4 月時点

【塩尻市の事業展開】

本市は、育児と社会的活動の両方を支援するため、お子さんを見て欲しい保護者と、お手伝いしていただける方をともに会員として登録し、子育ての相互の援助を行っています。保育園への送迎や急用の時などに、自宅又は提供会員宅で託児を行います。

令和6年度からは、子育て支援センターと北部子育て支援センターでの託児も可能となりました。

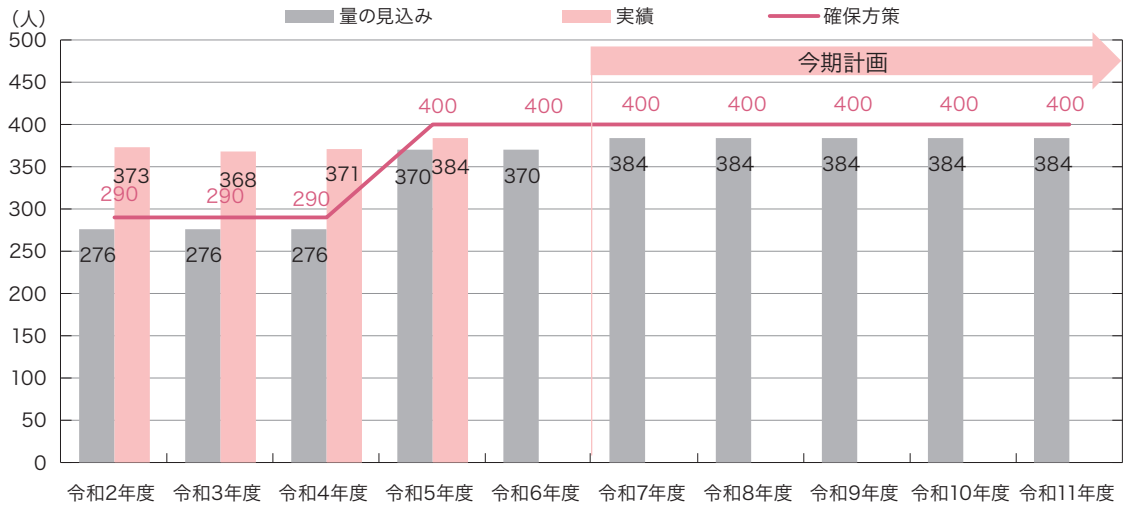
【量の見込みと確保方策】

①：就学児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （令和 2 ～ 5 年度は実績）	373	368	371	384	370	384	384	384	384	384
確保方策	290	290	290	400	400	400	400	400	400	400

単位：人（延べ利用者数）

令和 7 年度以降の量の見込みは、令和 2 ～ 5 年度の実績の最大値

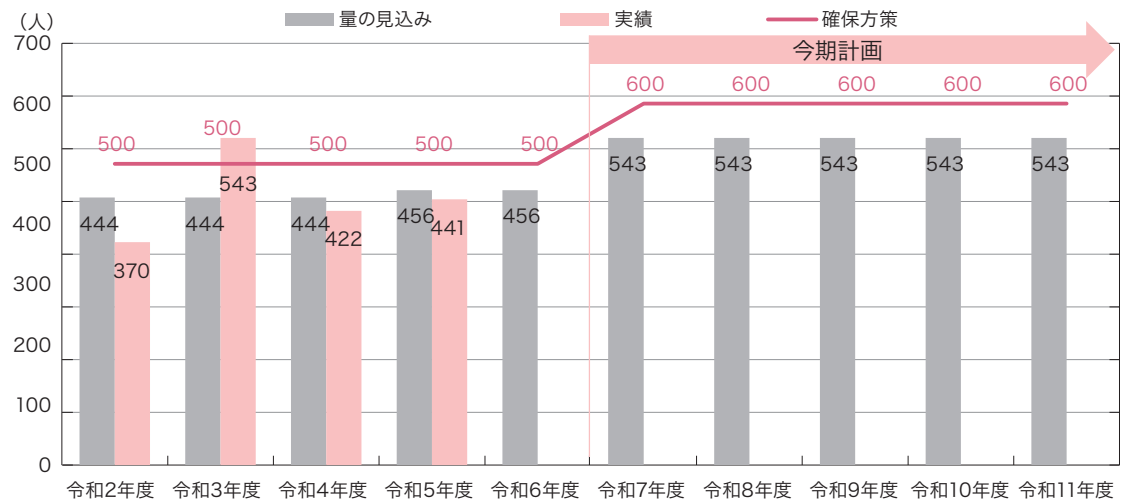


②：未就学児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	370	543	422	441	456	543	543	543	543	543
確保方策	500	500	500	500	500	600	600	600	600	600

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和2～5年度の実績の最大値

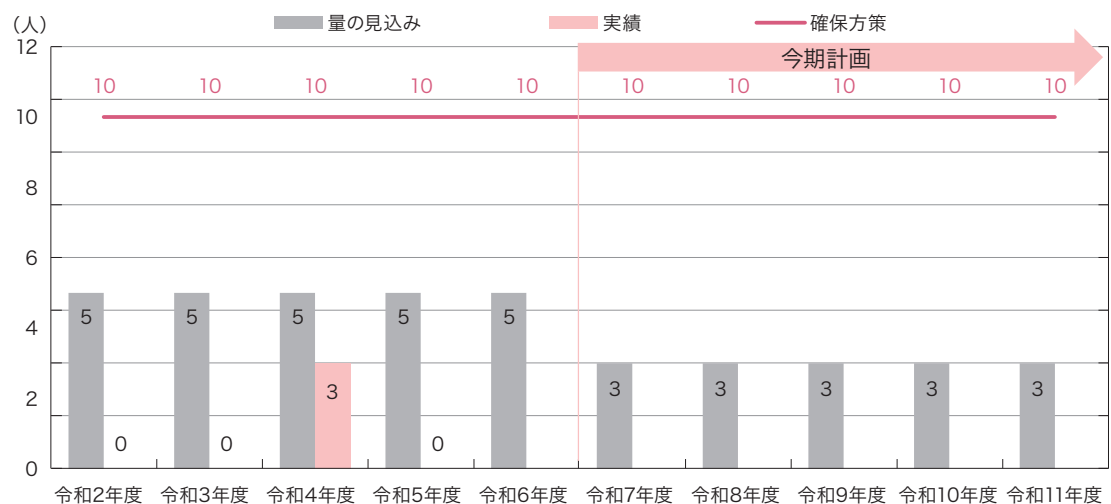


③：病児・病後児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	0	0	3	0	5	3	3	3	3	3
確保方策	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和2～5年度の実績の最大値



ファミリー・サポート・センター事業に対する量の見込みは、現在の提供体制で対応できる規模となっています。継続的に、会員の維持・増員を図り、相互援助活動を促進します。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【国が定める事業の概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらず支援を強化することを目的とし、保護者の就労要件等に関わらず、0歳6か月から2歳（満3歳未満）までの未就園児を時間単位で保育施設に通わせることができる事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、家庭とは異なる経験や同世代のお子さんと触れ合う機会を提供することで、子どもの育ちを応援するため、令和7年度から一部の公立保育園を活用し、事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

①：0歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						3	3	3	3	3
確保方策						3	3	3	3	3

単位：人（一日あたり利用者数（必要定員数））

令和7年度以降の量の見込みは、0歳の推計人口を基に算出

②：1歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						6	6	6	6	6
確保方策						6	6	6	6	6

単位：人（一日あたり利用者数（必要定員数））

令和7年度以降の量の見込みは、1歳の推計人口を基に算出

③：2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						6	6	6	6	6
確保方策						6	6	6	6	6

単位：人（一日あたり利用者数（必要定員数））

令和7年度以降の量の見込みは、2歳の推計人口を基に算出

乳児等通園支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(13) 一時預かり事業

【国が定める事業の概要】

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、日の出保育園、広丘野村保育園、吉田ひまわり保育園、ぱびいキッズ、ひかりテラス保育園、郷原つつじ保育園、塩尻みらい保育園ひろおかキッズ、塩尻みらい保育園よしだキッズで一時的保育を実施しています。また、市内の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分では、教育時間の終了後に希望する児童をお預かりする預かり保育を実施しています。

実施施設【一般型】 一時的保育 8 箇所

施設名	所在地	対象児童
日の出保育園	広丘高出 2073 番地 5	生後 3 か月～就学前
広丘野村保育園	広丘野村 1788 番地 80	
吉田ひまわり保育園	広丘吉田 1150 番地 6	
NPO 法人 ぱびいキッズ	大門一番町 7 番 1 号ウィングロード 3 階	
ひかりテラス保育園	広丘高出1819番地8	生後6か月～満2歳 (その年度の4月1日時点)
郷原つつじ保育園	広丘郷原1765番地37	
塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	広丘原新田147番地1	生後12か月～満2歳 (その年度の4月1日時点)
塩尻みらい保育園よしだキッズ	広丘吉田1050番地1	

令和 7 年 4 月時点

実施施設【幼稚園型】 幼稚園等における預かり保育 4 箇所

施設名	所在地	対象児童
塩尻めぐみ幼稚園	大門七番町 13 番 24 号	満 3 歳以上の就学前児童
塩尻幼稚園	大門七番町 5 番 20 号	
サン・サンこども園グレイスフル塩尻	大門八番町 9 番 10 号	
よしだ幼稚園	広丘吉田 498 番地 1	

令和 7 年 4 月時点

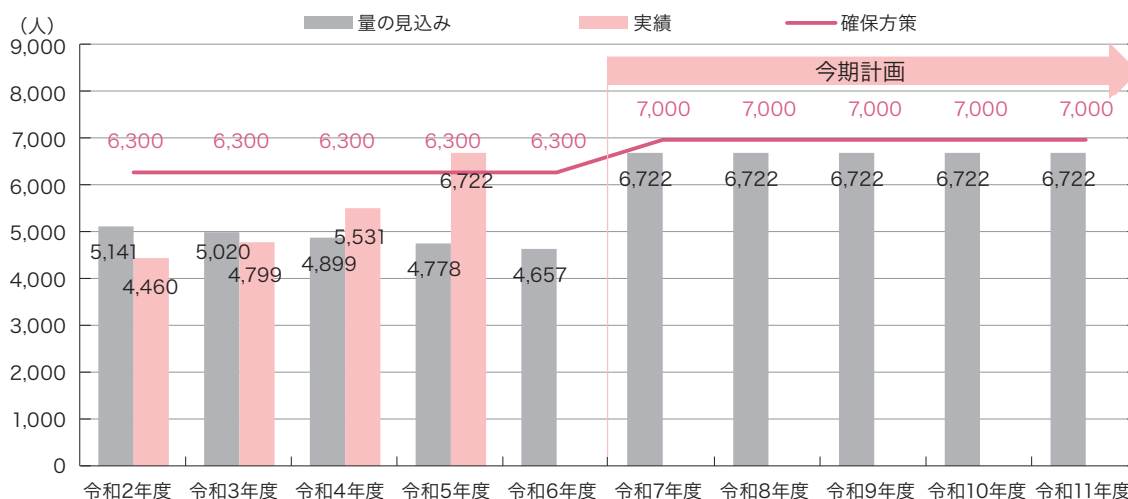
【量の見込みと確保方策】

①：【幼稚園型】 幼稚園等における預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	4,460	4,799	5,531	6,722	4,657	6,722	6,722	6,722	6,722	6,722
確保方策	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和2～5年度の実績の最大値

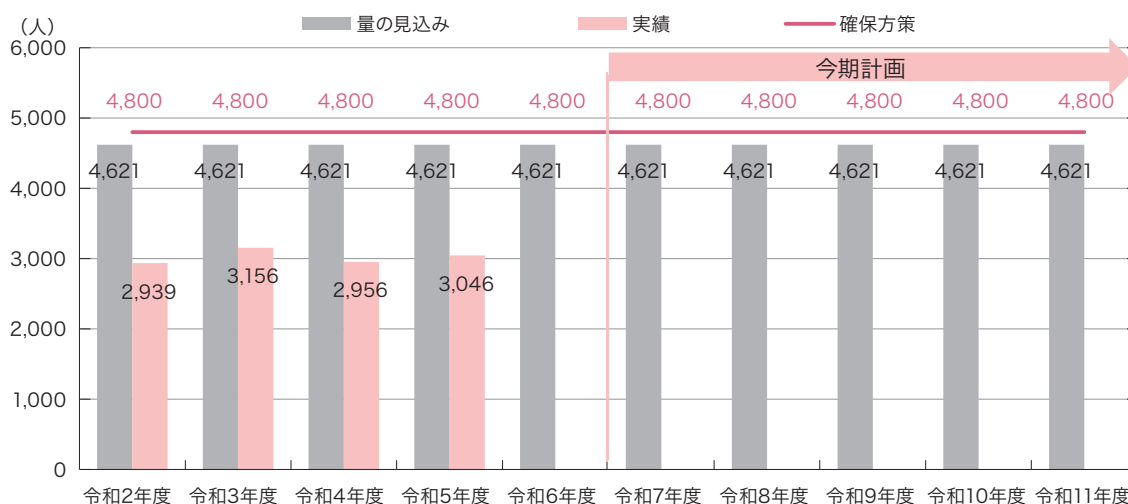


②：【一般型】 一時的保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	2,939	3,156	2,956	3,046	4,621	4,621	4,621	4,621	4,621	4,621
確保方策	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和6年度の量の見込みと同数値



一時預かり事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(14) 延長保育事業

【国が定める事業の概要】

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づき決められた保護者にとって必要な保育時間（8時間・11時間）を超えて保育を行う「長時間保育」と、休日に保護者が就労している等の理由により、家庭で保育できない場合に「休日保育（ホリデイ保育）」を実施しています。

長時間保育は、市内の公立保育園（15園）、私立保育園（1園）、私立認定こども園（2園）、私立小規模保育事業所（5園）で実施しています。今後、新規施設が整備された場合も実施予定です。

休日保育（ホリデイ保育）は、公立保育園の日の出保育園で実施しています。

実施施設 23 箇所

施設名	所在地	開所時間
塩尻東保育園	峰原 173 番地 1	7時30分～19時30分
みずほ保育園	長畝 260 番地	7時30分～18時30分
大門保育園	大門四番町 7 番地 13 号	7時30分～19時30分
日の出保育園※	広丘高出 2073 番地 5	7時30分～19時30分
宗賀中央保育園	宗賀 2411 番地 1	7時30分～19時30分
片丘保育園	片丘 4933 番地	7時30分～19時
高出保育園	広丘高出 1949 番地 1	7時30分～19時
広丘野村保育園	広丘野村 1788 番地 80	7時30分～19時
吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150番地6	7時30分～19時30分
吉田原保育園	広丘吉田3037番地	7時30分～19時
広丘西保育園	広丘原新田279番地5	7時30分～19時30分
広丘南保育園	広丘郷原1245番地1	7時30分～19時
妙義保育園	洗馬2535番地1	7時30分～19時
北小野保育園	北小野2894番地1	7時30分～18時30分
檜川保育園	木曽平沢1490番地	7時30分～18時30分
よしだ保育園	広丘吉田498番地2	7時30分～19時
サン・サンこども園グレイスフル塩尻	大門八番町9番10号	7時30分～19時
よしだ幼稚園	広丘吉田498番地1	7時30分～18時30分
みのむしのおうち	広丘吉田3198番地	7時30分～18時30分
ひかりテラス保育園	広丘高出1819番地8	7時30分～18時30分
塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	広丘原新田147番地1	7時30分～18時30分
郷原つつじ保育園	広丘郷原1765番地37	7時30分～18時30分
塩尻みらい保育園よしだキッズ	広丘吉田1050番地1	7時30分～18時30分

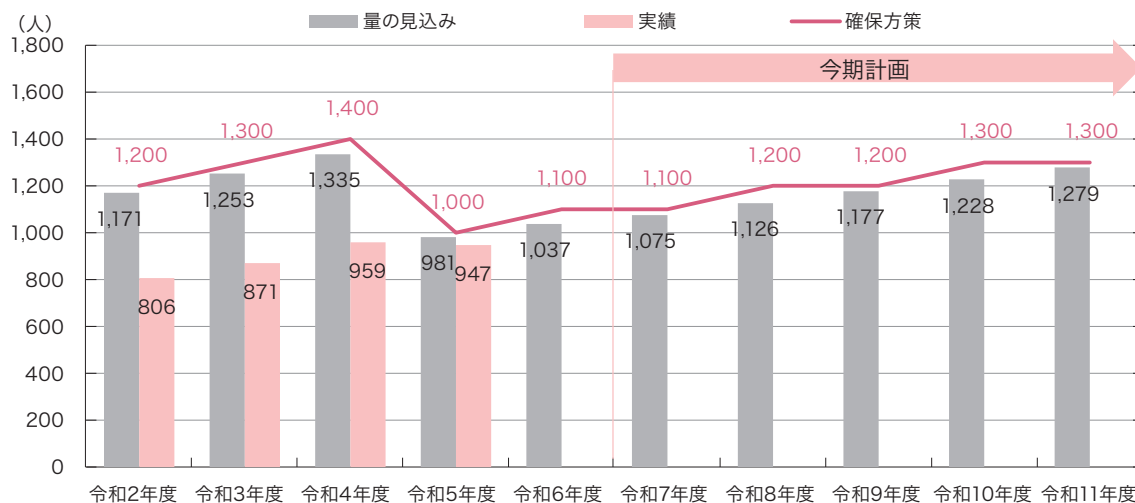
※休日保育（ホリデイ保育）の開所時間は、8時30分～16時30分
令和7年4月時点

【量の見込みと確保方策】

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み (令和2～5年度は実績)	806	871	959	947	1,037	1,075	1,126	1,177	1,228	1,279
確保方策	1,200	1,300	1,400	1,000	1,100	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300

単位：人（3月1日時点の利用登録者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和2～5年度の実績の近似式から算出



延長保育事業に対する量の見込みは、保育園等の在園者に対する事業提供となるため、既存施設（令和10年度以降に開設の新規施設含む）で対応できる規模となっています。

(15) 病児・病後児保育事業

【国が定める事業の概要】

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、保護者が家庭において保育することが難しく、病気の治療中にある児童をお預かりする病児保育事業は、松本市と協定を結び、松本市内の4施設にて、生後5か月から小学校3年生までの児童をお預かりしています。

病気の回復期にある児童をお預かりする病後児保育事業については、日の出保育園の病後児保育室で実施しています。

令和7年度以降に、塩尻市内での病児保育事業の実施を検討しています。

実施施設 5箇所

施設名	所在地	対象児童
相澤病院病児保育室「ひだまり」	松本市本庄2丁目5番1号	生後5か月～小学3年生
梓川診療所病児保育室「ハイジ」	松本市梓川梓2344番地1	
丸の内病院病児保育室「わかば」	松本市渚1丁目1番16号	
まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」	松本市村井町南2丁目20番30号	
日の出保育園 病後児保育室「はぐはぐ」	広丘高出2073番地5	

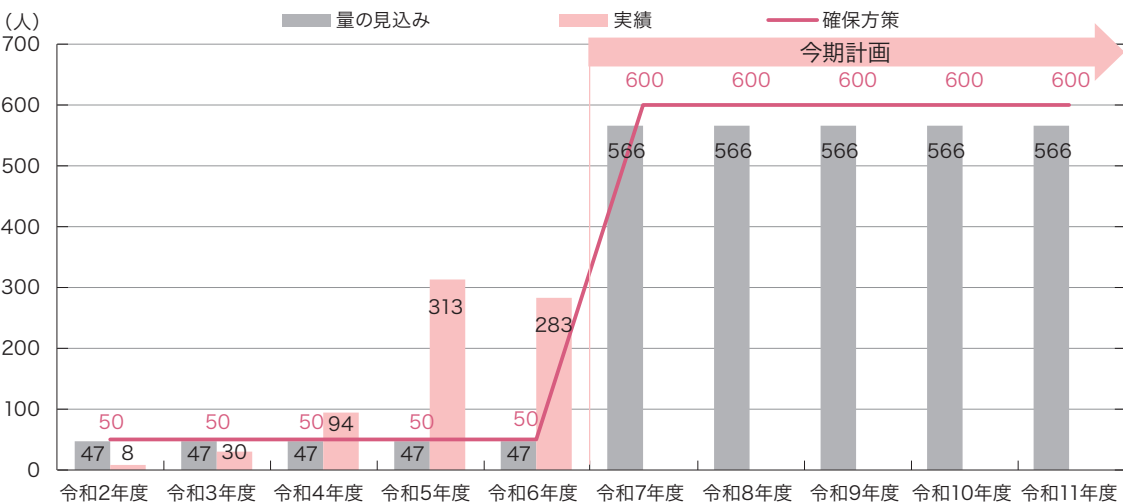
令和7年4月時点

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和2～6年度は実績)	8	30	94	313	283 ※上半期実績	566	566	566	566	566
確保方策	50	50	50	50	50	600	600	600	600	600

単位：人（延べ利用者数）

令和7年度以降の量の見込みは、令和6年度上半期の実績を基に算出



病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設（令和7年度以降に開設の新規施設含む）で対応できる規模となっています。

(16) 放課後児童健全育成事業

【国が定める事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、児童クラブ9箇所、放課後児童教室1箇所、学童クラブ1箇所において、放課後児童健全育成事業を行っています（両小野学童クラブは辰野町が運営）。

実施施設 11 箇所

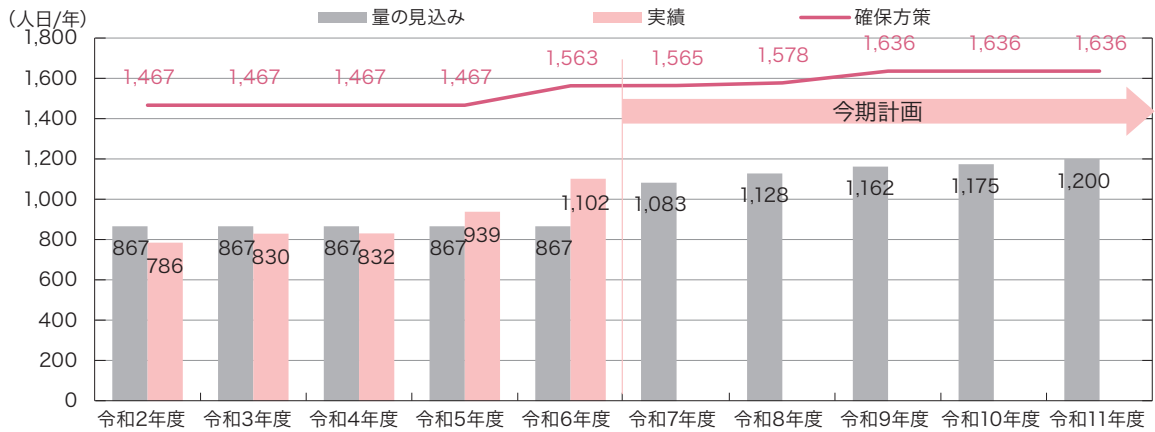
施設名（クラブ名）	所在地	実施児童
塩尻児童クラブ	広丘高出 2073 番地 5	児童館内で運営
広丘児童クラブ	広丘原新田 291 番地 2	
吉田東児童クラブ	広丘吉田 1568 番地 3	
吉田西児童クラブ	広丘吉田 3037 番地	
塩尻東児童クラブ	塩尻町 427 番地(塩尻東小学校内)	
宗賀児童クラブ	宗賀2646番地(宗賀小学校内)	
大門児童クラブ	大門五番町4番21号	
片丘児童クラブ	片丘5366番地(片丘小学校内)	
洗馬児童クラブ	洗馬2713番地1	
木曽檜川小学校放課後児童教室	木曽平沢1451番地138	檜川保健福祉センターに併設
両小野学童クラブ	辰野町大字小野1164番地(両小野小学校内)	余裕教室を利用

令和 7 年 4 月時点

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (令和 2 ～ 6 年度は実績)	786	830	832	939	1,102 ※ 8月1日時点	1,083	1,128	1,162	1,175	1,200
1 年生						313	327	337	340	347
2 年生						270	281	290	293	299
3 年生						215	224	231	233	238
4 年生						173	180	185	188	192
5 年生						80	83	85	86	88
6 年生						32	33	34	35	36
確保方策	1,467	1,467	1,467	1,467	1,563	1,565	1,578	1,636	1,636	1,636

単位：人（3月1日時点の平日利用登録者数）



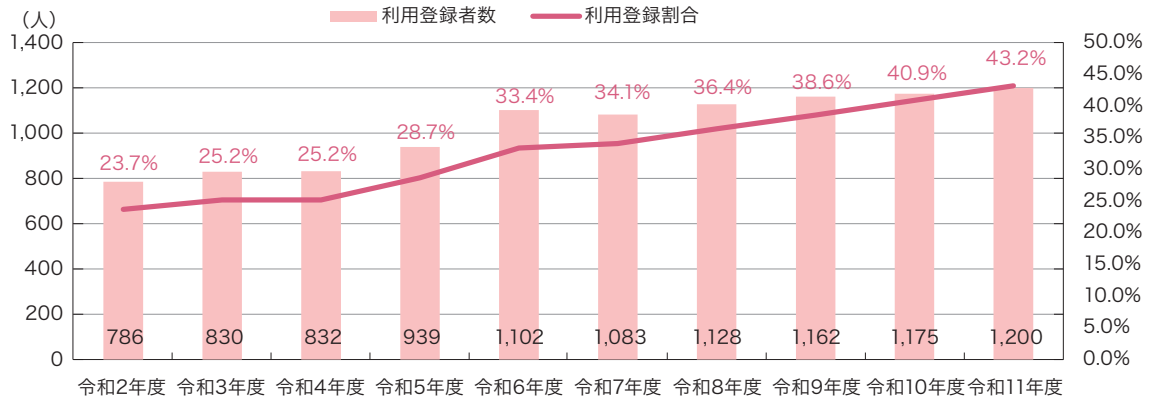
放課後児童健全育成事業に対する量の見込みは、一部の小学校区で確保方策の不足が見込まれるため、空き教室の活用や増築工事等で対応し、事業を実施します。

〈参考データ〉

■放課後児童健全育成事業の利用登録割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用登録者数	786	830	832	939	1,102	1,083	1,128	1,162	1,175	1,200
人口(6歳～11歳)	3,311	3,285	3,296	3,265	3,293	3,178	3,099	3,011	2,874	2,779
利用登録割合	23.7%	25.2%	25.2%	28.7%	33.4%	34.1%	36.4%	38.6%	40.9%	43.2%

令和7年度以降の利用登録者数は、人口と利用登録割合の積
令和7年度以降の利用登録割合は、令和2～6年度の実績の近似式から算出



出典：利用登録者、人口（住民基本台帳（4月1日））

【区域別の量の見込みと確保方策】

施設名	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 塩尻東児童クラブ (塩尻東小学校区)	量の見込み	136	142	146	148	151
	確保方策	138	151	151	151	151
② 大門児童クラブ (塩尻西小学校区)	量の見込み	95	99	102	103	106
	確保方策	176	176	176	176	176
③ 塩尻児童クラブ (桔梗小学校区)	量の見込み	210	219	225	228	233
	確保方策	250	250	250	250	250
④ 広丘児童クラブ (広丘小学校区)	量の見込み	213	221	227	230	234
	確保方策	176	176	234	234	234
⑤ 吉田東・吉田西児童クラブ (吉田小学校区)	量の見込み	139	144	149	150	154
	確保方策	281	281	281	281	281
⑥ 片丘児童クラブ (片丘小学校区)	量の見込み	81	85	87	88	90
	確保方策	97	97	97	97	97
⑦ 宗賀児童クラブ (宗賀小学校区)	量の見込み	71	74	77	78	79
	確保方策	118	118	118	118	118
⑧ 洗馬児童クラブ (洗馬小学校区)	量の見込み	80	83	86	87	89
	確保方策	177	177	177	177	177
⑨ 木曾檜川小学校放課後児童教室 (檜川小中学校区)	量の見込み	18	19	20	20	20
	確保方策	102	102	102	102	102
⑩ 両小野児童クラブ (両小野小学校区)	量の見込み	40	42	43	43	44
	確保方策	50	50	50	50	50
全市	量の見込み	1,083	1,128	1,162	1,175	1,200
	確保方策	1,565	1,578	1,636	1,636	1,636

単位：人（3月1日時点の平日利用登録者数）

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【国が定める事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【塩尻市の事業展開】

本市では、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通う児童のうち低所得世帯及び多子世帯について、副食材料費に要する費用の補助を開始します。また、多子世帯への補助については、国の基準に加え、市独自の補助（第2子以降無償化）を実施しています。

(18) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【国が定める事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【塩尻市の事業展開】

民間事業者等による特定教育・保育施設等の設置を支援しています。今後も、本市への参入希望を持つ事業者に対しては、こども教育部保育課が窓口となり、相談、助言、実地支援などを行っています。

5 本計画の各事業と「しおじりこどもまんなかプラン」の施策との対応

本計画は「しおじりこどもまんなかプラン」と連携して実施するものであり、各事業と対応する「しおじりこどもまんなかプラン」の施策について次のとおり記載します。

本計画の事業名		対応する「しおじりこどもまんなかプラン」の施策	
		体系番号	施策
幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保		2-2-2	● 質の高い幼児教育・保育の実施
		2-2-3	● 幼児教育・保育と小学校との連携
幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保		2-4-3	● 健康的な食生活や生活習慣の啓発
		3-2-1	● 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		3-3-2	● 子育てと仕事が両立できる環境づくりや共育での推進
		4-2-2	● 発達障がいなどの早期発見と一人ひとりの特性に合った支援
		4-2-3	● 障がい児や医療的ケア児の教育環境の充実
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	2-1-1	● 妊娠期からの伴走支援
		3-1-2	● 妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や妊娠・出産の支援
		3-2-2	● 多様な子育て支援や家庭教育の支援の充実
		4-1-4	● 必要な支援を受けられるようにするための支援
		4-2-2	● 発達障がいなどの早期発見と一人ひとりの特性に合った支援
		4-3-1	● 関係機関の連携による児童虐待の防止
	(2) 地域子育て支援拠点事業	2-2-1	● 地域子育て支援拠点の充実
		3-2-2	● 多様な子育て支援や家庭教育の支援の充実
		3-3-2	● 子育てと仕事が両立できる環境づくりや共育での推進
	(3) 妊婦健康診査	2-1-1	● 妊娠期からの伴走支援
	(4) 産後ケア事業	2-1-2	● 妊婦、乳幼児健診の充実
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	2-1-3	● 育児への不安や孤立の解消
	(6) 養育支援訪問事業 要保護児童等の支援に資する事業	2-1-3	● 育児への不安や孤立の解消
		3-2-4	● ひとり親家庭への支援
	(7) 子育て世帯訪問支援事業	4-1-2	● 家庭の生活の安定のための支援
	(8) 児童育成支援拠点事業	4-1-4	● 必要な支援を受けられるようにするための支援
	(9) 親子関係形成支援事業	4-3-1	● 関係機関の連携による児童虐待の防止
	(10) 子育て短期支援事業	4-3-2	● ヤングケアラーに周りが気づき、本人が相談できる体制の整備

本計画の事業名		対応する「しおじりこどもまんなかプラン」の施策	
		体系番号	施策
地域子ども・子育て支援事業	(11)ファミリー・サポート・センター事業	3-2-1	●子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		3-2-2	●多様な子育て支援や家庭教育の支援の充実
	(12)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	3-3-2	●子育てと仕事が両立できる環境づくりや共育の推進
	(13)一時預かり事業		
	(14)延長保育事業		
	(15)病児・病後児保育事業		
	(16)放課後児童健全育成事業	2-3-1	●こどもが遊んだり、学んだり、自由に過ごしたりできる施設の充実
		3-2-2	●多様な子育て支援や家庭教育の支援の充実
		3-3-2	●子育てと仕事が両立できる環境づくりや共育の推進
	(17)実費徴収に係る補足給付を行う事業	3-2-1	●子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(18)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	3-2-2	●多様な子育て支援や家庭教育の支援の充実

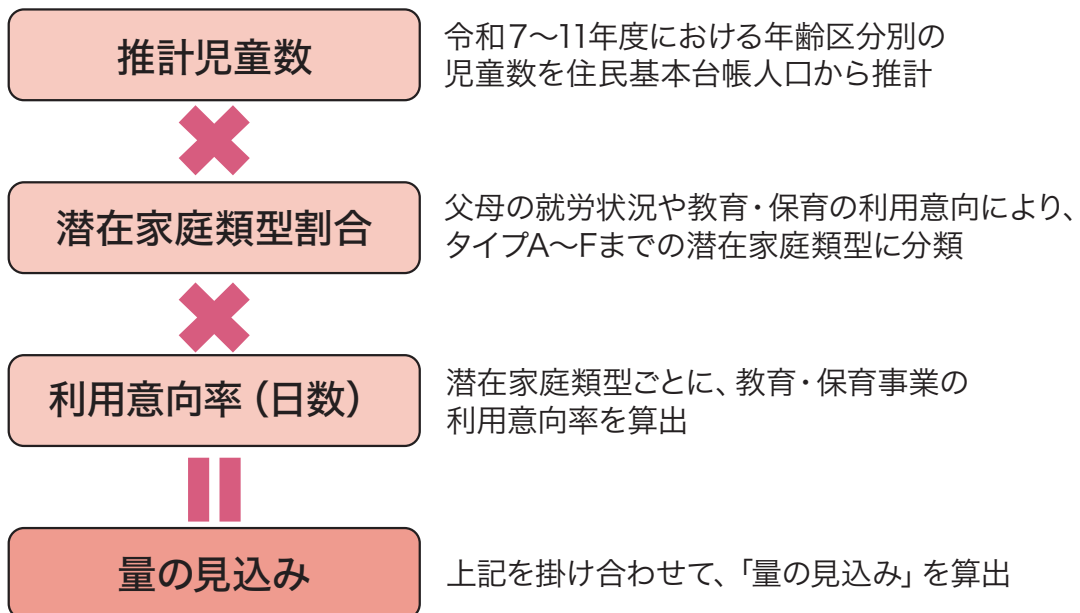
資料編

1 アンケートによる量の見込みの算出方法

(1) 基本となる計算式

第4章子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについては、各事業の提供区域ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、本資料におけるアンケートによる量の見込みは、国から示された、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引きによる方法を基本としていますが、計画に記載する量の見込みについては、子ども・子育て会議における議論等を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出した値を用いています。



(2) 潜在家庭類型割合

ア 家庭類型の定義

子育てに関する調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、「量の見込み」の算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を用いています。

(ア) 家庭類型

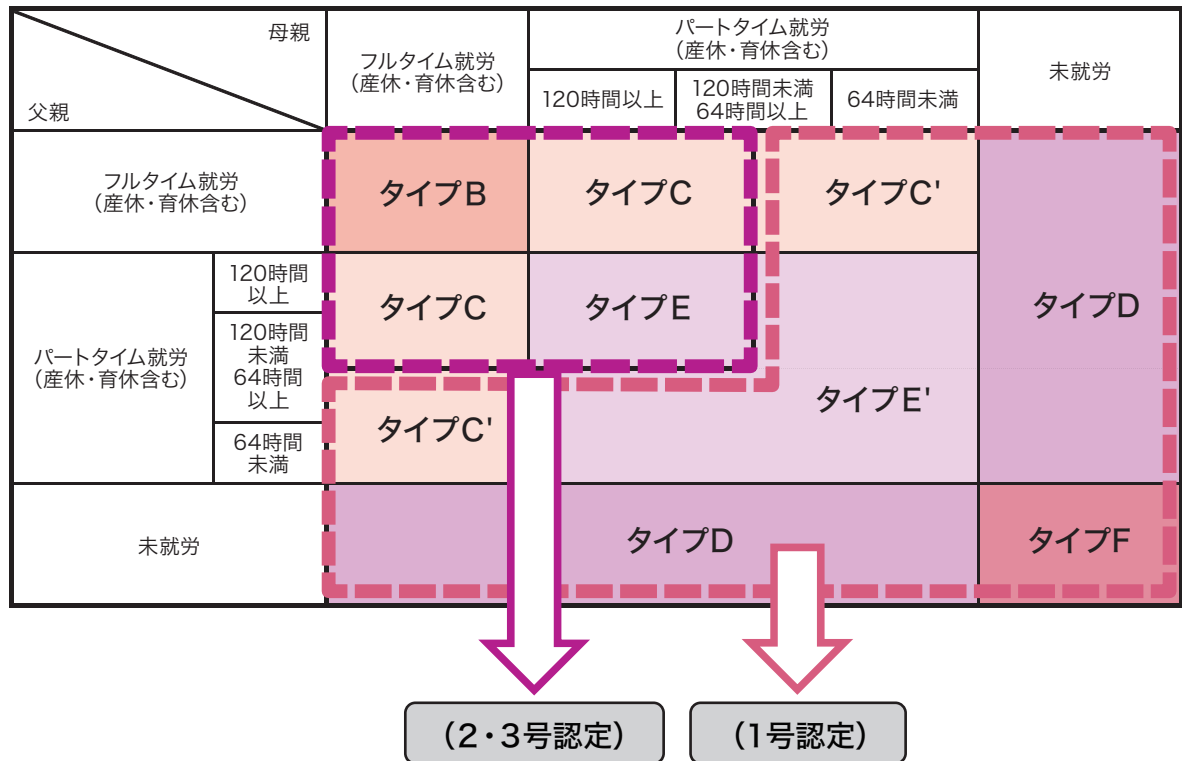
類型	定義
タイプ A	ひとり親家庭 (母子または父子家庭) ※1
タイプ B	フルタイム×フルタイム (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプ C	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間：月 120 時間以上 + 64 時間～ 120 時間の一部 ※2
タイプ C'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間：月 64 時間未満 + 64 時間～ 120 時間の一部 ※2
タイプ D	専業主婦（夫）家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプ E	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間：双方が月 120 時間以上 + 64 時間～ 120 時間の一部 ※2
タイプ E'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) ※就労時間：いずれかが月 64 時間未満 + 64 時間～ 120 時間の一部 ※2
タイプ F	無業×無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※1：「タイプ A ひとり親家庭」は、就労状況に関わらず「保育の必要性あり」となります。

※2：タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法

タイプ B を除き、父母の双方が月 64 時間以上就労している場合は「保育の必要性あり」のタイプ C 又は E に分類されますが、子育てに関する調査で「保育の必要なし」と考えられる者は、保育を現在も将来も必要としていない家庭として、タイプ C' 又は E' に分類します。

(イ) 保育の必要性の有無



認定区分及びその内容	対象となる家庭類型
【1号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 幼児教育のみの利用 対象施設 幼稚園及び認定こども園	タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（保育の必要性なし） タイプD：専業主婦（夫）家庭 タイプE'：パートタイム・パートタイム共働き家庭（保育の必要性なし） タイプF：無業・無業の家庭
【2号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園	タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム・フルタイム共働き家庭 タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭（保育の必要性あり） タイプE：パートタイム・パートタイム共働き家庭（保育の必要性あり）
【3号認定】 対象年齢 0～2歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園 地域型保育	

イ 年齢区別の潜在家庭類型割合

平成 25 年度調査

年齢	潜在家庭類型								合計
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	
0歳	5.4%	28.3%	9.9%	4.8%	50.3%	0.0%	0.3%	0.9%	100.0%
1～2歳	5.9%	26.7%	26.0%	5.7%	34.9%	0.2%	0.2%	0.2%	100.0%
3～5歳	10.6%	26.0%	40.5%	6.6%	15.8%	0.3%	0.0%	0.1%	100.0%

平成 30 年度調査

年齢	潜在家庭類型								合計
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	
0歳	5.5%	34.9%	17.8%	0.0%	41.4%	0.3%	0.0%	0.0%	100.0%
1～2歳	6.5%	33.6%	34.3%	3.5%	22.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3～5歳	11.1%	29.8%	46.8%	3.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

令和 5 年度調査

年齢	潜在家庭類型								合計
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	
0歳	1.0%	47.1%	14.1%	3.7%	33.5%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%
1～2歳	2.8%	46.7%	24.4%	6.5%	19.1%	0.4%	0.0%	0.0%	100.0%
3～5歳	4.5%	41.2%	43.6%	2.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%

2 計画の策定経過

【令和5年度】

期日	会議名等	内容
9月29日	第1回塩尻市子ども・子育て会議	・子ども・子育てに係る市民アンケート調査の実施について
11月28日～ 12月31日	子ども・子育てに係る市民アンケート調査※	・0～6歳の子どもがいる1,905世帯に配布 ・回収数850件（回収率44.6%）
2月19日	第2回塩尻市子ども・子育て会議	・子ども・子育てに係る市民アンケート調査の結果について

※アンケート調査の結果は、塩尻市ホームページで公開しています。

【令和6年度】

期日	会議名等	内容
6月28日	第1回塩尻市子ども・子育て会議	・諮問 ・次期計画策定について
9月2日	第2回塩尻市子ども・子育て会議	・「元気っ子育て支援プランⅢ」の評価・課題整理及び「塩尻市こども計画」への引継ぎについて ・塩尻市子ども・子育て支援事業計画素案について
11月12日	政策調整プロジェクト会議	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画素案について
11月15日	第3回塩尻市子ども・子育て会議	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画素案について
11月21日	庁議	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画素案について
12月6日～ 1月6日	パブリックコメント手続による意見募集（全市民対象）	・意見なし
12月13日	市議会社会文教常任委員会協議会	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画案について
1月20日	第4回塩尻市子ども・子育て会議	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画案について
1月20日	計画案の答申	
1月23日	庁議	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画案について
1月30日	教育委員会協議会	・塩尻市子ども・子育て支援事業計画案について

3 塩尻市子ども・子育て会議委員名簿

【令和5年度】

選出区分	団体名	役職	氏名（敬称略）	
保護者を代表する者	塩尻市PTA連合会	会長	小路 竜嗣	
	塩尻市保育園保護者会連合会	会計	石井 明美	
事業主を代表する者	公益社団法人塩尻青年会議所	理事長	原 明彦	
労働者を代表する者	塩尻地区労働者福祉協議会	会長	筒井 健行	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	市立小学校	校長	細山 和寿	
	塩尻市公民館運営協議会	公民館長	小松 秀樹	
	塩尻市子ども会育成会連絡協議会	会長	小野 正守	
	私立幼稚園（塩尻めぐみ幼稚園）	園長	原 和夫	
	市立保育園	園長	古谷 裕理	
	児童館	館長	下條 寿嗣	
	子育て支援センター	所長	長岡 春美	
	私立保育園（ひかりテラス保育園）	園長	有賀 由紀子	
	NPO法人ぱびいキッズ	代表理事	青柳 明美	
	子育て支援団体（塩尻エルダーの会）	代表	丸山 寿子	
識見を有する者	松本短期大学	名誉教授	内藤 美智子	会長
	塩尻市民生児童委員協議会	部会長	太田 秀保	
公募による者	公募委員		清水 洋恵	副会長
その他市長が必要と認める者	子育てネットワーク推進懇談会	委員	阪口 慶子	

【令和6年度】

選出区分	団体名	役職	氏名（敬称略）	
保護者を代表する者	塩尻市PTA連合会	会長	関澤 正信	
	塩尻市保育園保護者会連合会	副会長	清水 ふうこ	
事業主を代表する者	公益社団法人塩尻青年会議所	理事長	小野 光信	
労働者を代表する者	塩尻地区労働者福祉協議会	会長	筒井 健行	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	市立小学校	校長	千村 哲朗	
	塩尻市公民館運営協議会	公民館長	塩原 健一	
	塩尻市子ども会育成会連絡協議会	会長	細井 良彦	
	私立幼稚園（塩尻めぐみ幼稚園）	園長	原 和夫	
	市立保育園	園長	小松 恵理子	
	児童館	館長	下條 寿嗣	
	子育て支援センター	所長	長岡 春美	
	私立保育園（ひかりテラス保育園）	園長	有賀 由紀子	副会長
	NPO 法人ぱぴいキッズ	代表理事	青柳 明美	
	子育て支援団体（塩尻エルダーの会）	代表	丸山 寿子	
識見を有する者	松本短期大学	教授	山田 真治	会長
	塩尻市民生児童委員協議会	部会長	太田 秀保	
公募による者	公募委員		西村 真由美	
			小西 帆波	

6保第298号
令和6年6月28日

塩尻市子ども・子育て会議
会長 山 田 真 治 様

塩尻市長 百 瀬 敬

元気っ子育て支援プランⅢの次期計画策定について（諮問）

本市では、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援事業の充実」の実現に向け、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「元気っ子育て支援プランⅢ」を推進してきました。

この間、「子育てしたくなるまち日本一」を目指して、より良い子育て環境づくりに努めてきましたが、子育て世代の核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、子育てに関するニーズは拡大・多様化する傾向にあり、よりきめ細かな対応が求められています。

これまでの施策を継続しつつ、社会変化に対応した、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする計画を策定するため、塩尻市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、貴会議の意見を求めます。

令和7年1月20日

塩尻市長 百 瀬 敬 様

塩尻市子ども・子育て会議
会長 山 田 真 治

塩尻市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和6年6月28日付け6保第298号で諮問のありましたこのことについて、審議を重ねた結果、計画案がまとまりましたので、次のとおり意見を付して別添のとおり答申します。

- 1 塩尻市では、平成17年度に元気っ子育成支援プランを策定し、子育て支援に総合的に取り組んできましたが、全国的に想定を超えるスピードで少子化が進行する中で、少子化、核家族化の流れは依然として改善されず、家庭や地域の養育力の低下などの課題が深刻化しています。課題の解決には、分野横断的な取組が必要であることから、塩尻市のこども・若者施策に関する総合的な計画である「塩尻市こども計画」との連携を密にし、共通の基本理念のもとに、行政をはじめ、市民、事業者、団体等が課題を認識し、連携、協働することで、誰もが安心して子育てできるまちづくりに向けた取組を一層強化してください。
- 2 誰もが安心して子育てできるまちづくりを目指し、塩尻市がこれまで取り組んできた、きめ細かな事業を継続し、支援が必要な家庭へ必要な支援が届くよう、子育て家庭の声を聴き、分かりやすく、利用しやすい事業となるよう工夫や周知に努めてください。
- 3 多様化する教育・保育ニーズへの対応や3歳未満児を中心とした保育の受け皿確保、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、職員配置を含む人材確保にも重きを置き、子育て家庭や一人ひとりの子どもの成長過程に寄り添った質の高いサービスの提供に努めてください。

塩尻市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月発行

発行 塩尻市

編集 塩尻市こども教育部保育課

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0280

塩尻市公式ホームページアドレス

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>

